

516

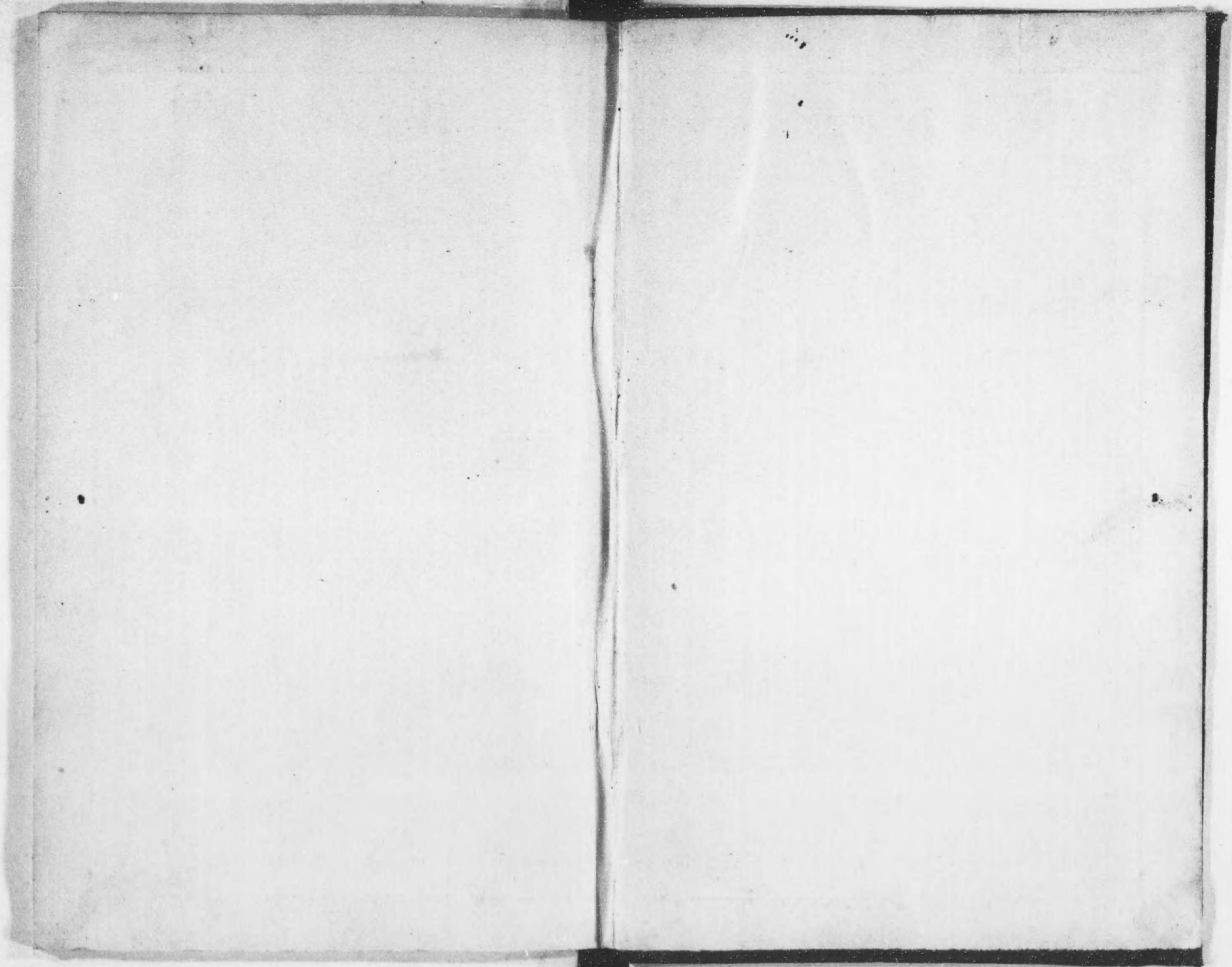
91

大清正十四年
朝鮮總督府
朝鮮總督府
朝鮮總督府

0^m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 9¹⁶/₅₀^m 1 2 3 4 5

始





516
91



編纂

要覽



朝鮮總督府 寄贈本



一、本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹介せん
が爲に編纂したるものなり。

二、本書に掲げたる統計は大正十二年末若は大
正十三年十月末の現在に據る。

朝鮮要覽

目次

第一章 地誌	一
第一節 地形及地勢	一
第二節 氣候	二
第三節 戶口	五
第四節 重要地	一〇
第二章 交通	二九
第一節 鐵道	二九
一 國有鐵道	二九
二 關釜連絡概況	三一
三 私設鐵道及軌道	三一

目次

第二節 道路……………三六

第三節 港灣……………三八

第四節 海事……………三九

第五節 江運……………四二

第三章 通信……………四五

第一節 通信事業……………四五

第二節 電氣瓦斯事業……………五〇

第四章 地方行政……………五五

第一節 道府郡島……………五五

第二節 公共團體……………五六

一 道地方費……………五六

二 府……………五八

三 面……………六〇

四 學校費……………六七

五 學校組合……………六八

六 水利組合……………七一

第三節 府郡島臨時恩賜金……………七四

第四節 郷校財産……………七六

第五章 社會事業……………七七

第一節 一般社會事業……………七七

第二節 濟生院……………七九

第三節 感化院……………八一

第四節 救療機關……………八二

第六章 教育……………八五

第一節 普通教育、附書堂及幼稚園……………八五

一 國語を常用する者の教育……………八五

二 國語を常用せざる者の教育……………九〇

三 書堂及幼稚園……………九八

第二節 實業教育及専門教育……………九九

第三節 師範教育……………一〇八

第四節 在内地朝鮮學生……………一二二

第五節 經學院……………一二四

第六節 教科用圖書……………一二五

第七章 財政及經濟……………一二七

第一節 財政……………一二七

一 歲計……………一二七

二 朝鮮總督府特別會計所屬國債……………一二五

三 租稅……………一二八

四 驛屯賭收入……………一四五

第二節 通貨……………一四六

第三節 金融……………一四七

一 金利……………一四七

二 金融機關……………一四八

第八章 專賣……………一六五

第一節 煙草……………一六五

第二節 人蔘……………一六九

第三節 鹽……………一七一

第九章 農業……………一七五

第一節 土地……………一七五

第二節 國有未墾地……………一七九

第三節 農業者……………一八〇

第四節 農產物……………一八六

第五節 穀物検査……………二〇一

第六節 勸農機關……………二〇五

第十章 商業……………二〇九

第一節 朝鮮人の商業……………二〇九

第二節 内地人の商業……………二二二

第三節 會社……………二二三

第四節 商業會議所……………二二八

第五節 商品陳列館……………二二八

第六節 度量衡……………二二〇

第十一章 工業……………二二一

第一節 朝鮮人の工業……………二二一

第二節 内地人の工業……………二二六

第三節 中央試験所……………二三六

第四節 地方工業傳習所……………二三六

第五節 工業獎勵……………二三七

第六節 勞銀……………二三八

第十二章 貿易……………二四三

第一節 總說……………二四三

第二節 國別貿易……………二四四

第三節 港別貿易……………二四五

第四節 輸移出重要品……………二四七

第五節 輸移入重要品……………二四九

第六節 貿易船舶……………二五〇

第七節 稅關……………二五一

第十三章 林業……………二五五

第一節 林政の沿革並林況……………二五五

第二節 森林保護……………二五七

第三節 殖林事業……………二五八

第四節 治山事業……………二六八

第五節 不要存國有林の譲與豫約付造林貸付……………二七〇

第六節 國有林野區分調査……………二七一

第七節 林野整理調査……………二七三

第八節 國有林經營……………二七四

一 總督府直轄……………二七四

二 營林廠……………二七五

第九節 林業試驗……………二八一

第十四章 鑛業……………二八三

第一節 鑛政の沿革……………二八三

第二章 鑛業の概況及特許鑛山……………二八四

第三節 鑛床調査と鑛物の調査及試験……………二八九

第四節 主要鑛物及其の鑛業……………二九〇

第十五章 水産業……………二九七

第一節 水産業の概況……………二九七

第二節 漁業處分……………二九九

第三節 水産業の保護獎勵……………三〇〇

第四節 水産試験及調査……………三〇四

第五節 水産業發展の狀況……………三〇七

第六節 水産業の改良及狀況……………三一七

第十六章 拓殖事業……………三一九

第十七章 祭祀及宗教……………三三九

第一節 朝鮮從來の祭祀……………三三九

第二節 神社……………三四〇

第三節 宗教……………三四一

第十八章 警察……………三四八

第一節 警察機關の配置……………三四八

第二節 警察官の養成……………三五〇

第十九章 衛生……………三五二

第一節 醫療機關……………三五二

第二節 藥品取締……………三五七

第三節 飲食物及其他物品の取締……………三五八

第四節 痘苗製造……………三五九

第五節 屠場及屠畜……………三六〇

第六節 牛乳搾取所及牛乳取締……………三六〇

第七節 汚物掃除……………三六一

第八節 海港檢疫……………三六一

第九節 上水……………三六一

第十節 傳染病……………三六二

第十一節 地方病……………三六五

第十二節 獸疫……………三六五

第十三節 移出牛檢疫……………三六六

第二十章 司法……………三六七

 第一節 裁判制度……………三六七

 第二節 適用法規……………三七〇

 第三節 不動産登記制度……………三七二

 第四節 戶籍事務……………三七三

 第五節 公證事務……………三七四

 第六節 執達吏事務……………三七五

 第七節 供託事務……………三七五

 第八節 監獄……………三七六

 第九節 免囚保護事業……………三七八

第二十一章 古蹟調査及朝鮮史編纂、附博物館……………三八二

第二十二章 在外朝鮮人に關する施設……………三八八

第二十三章 軍事……………三九一

 第一節 陸軍……………三九一

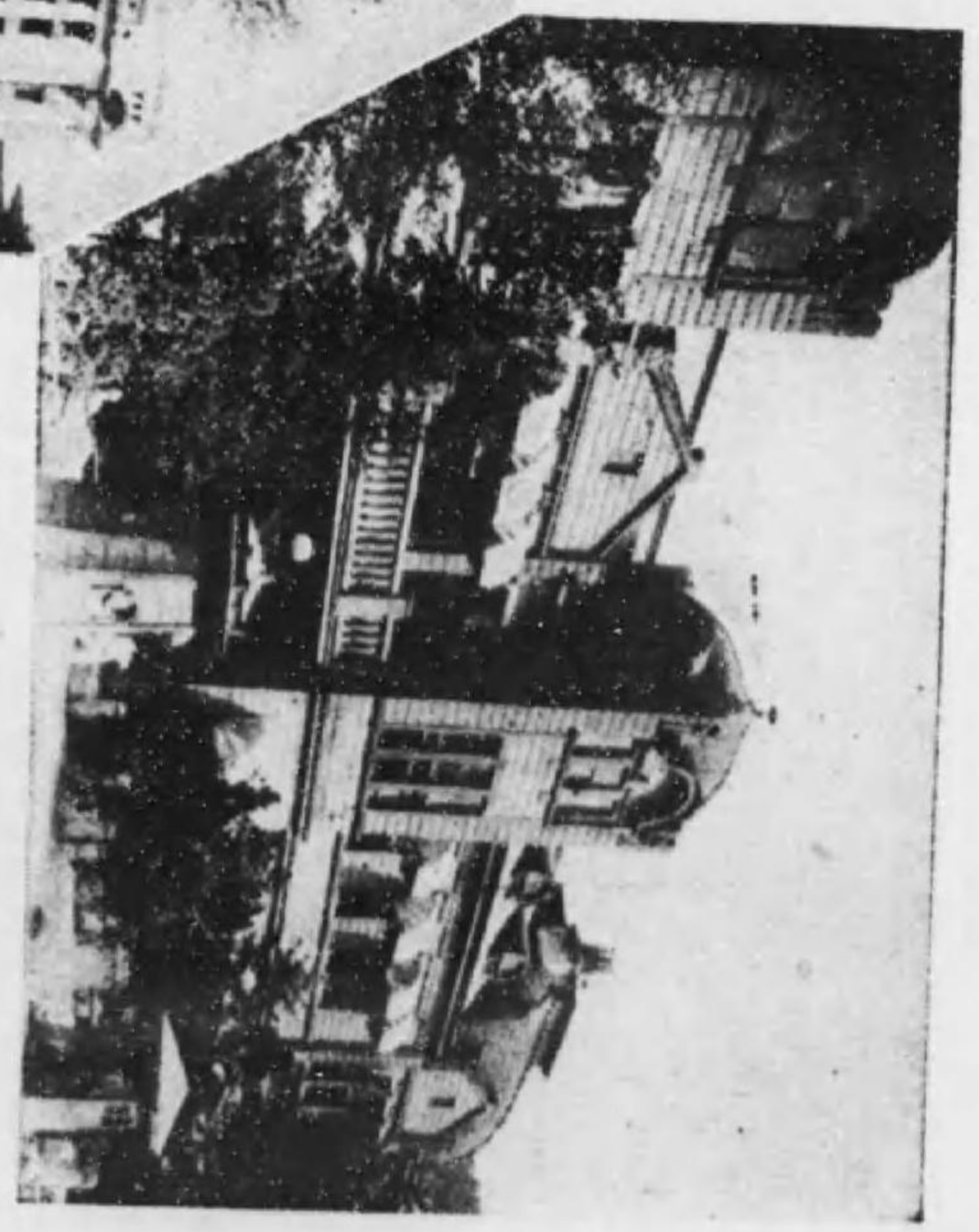
 第二節 海軍……………三九三

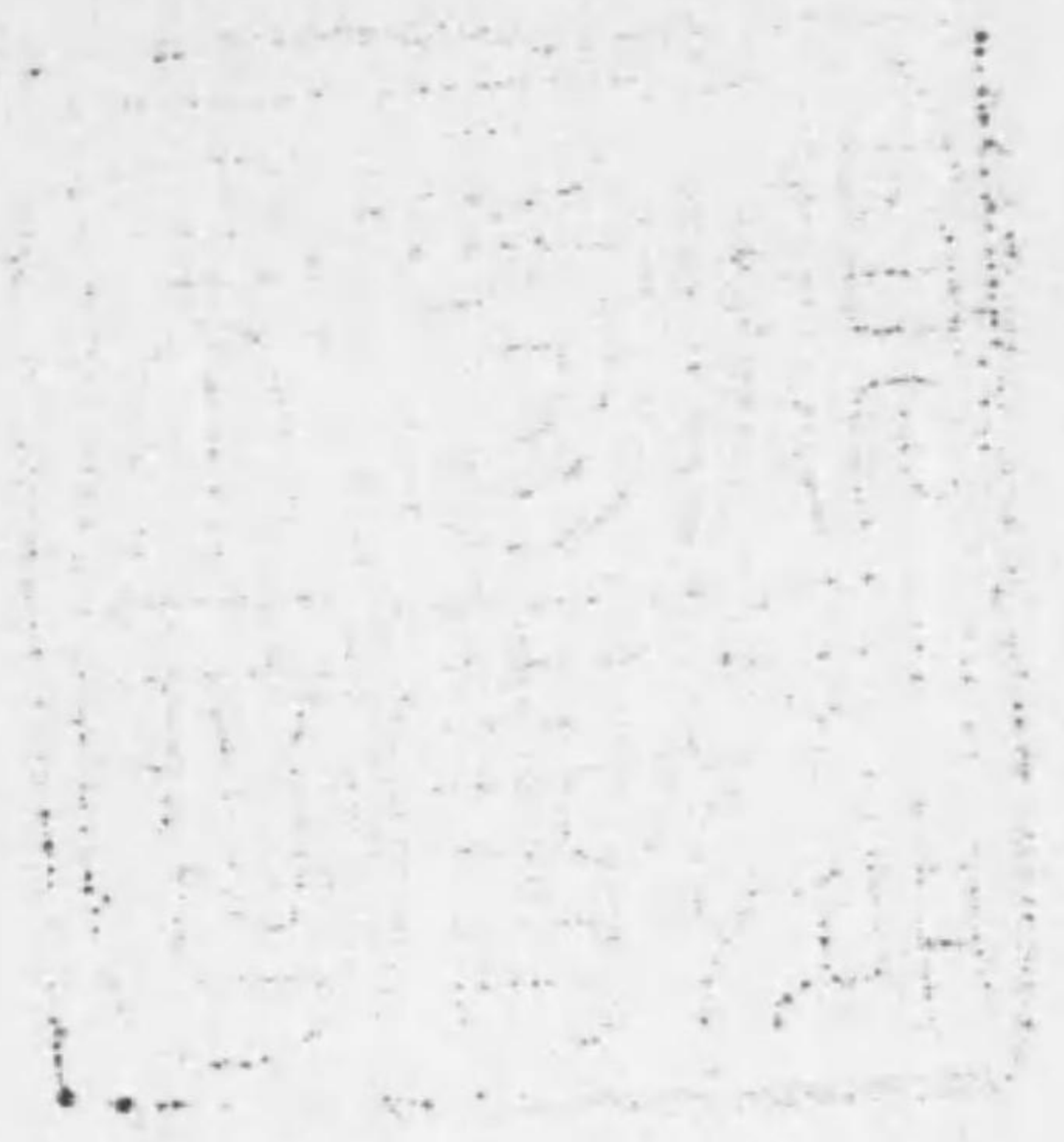
Faint, illegible text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side.

府督總鮮朝の中樂新



府督總鮮朝





朝鮮要覽

大正十四年



第一章 地誌

第一節 地形及地勢

朝鮮は亞細亞大陸の東部に突出せる一大半島にして東經百二十四度十一分より百三十三度五十六分二十二秒北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位置し面積一萬四千三百七十五方里東は日本海に面し西は黃海に臨み南は朝鮮海峡を隔て、九州及中國と對し北は鴨綠江及豆滿江を以て滿洲及露領に界す東部海岸は良港に乏しく僅に元山、咸津、清津、雄基等あるに過ぎざるも南部及西部海岸は大小の島嶼散布し幾多の岬灣出入し咸中、釜山、木浦、群山、仁川、鎮南浦等は良港を形成せり

地勢は蜿蜒たる長白山脈東方より西南に連りて北方の國境を擁し其の一脈南に延びて平安南北、咸鏡南北兩道の境を劃して江原道に入り東海岸線に沿ひ南に走り半島の脊

第一章 地誌

梁を成せり、脊梁山脈以東の地は斜面急峻にして大川平野に乏しきも其の以西は比較的緩斜にして處々平野多く鴨綠江、洛東江、大同江、漢江、錦江、臨津江、蟾津江等ありて舟楫の便灌溉の利に富み地味概して肥沃なり

第二節 氣候

一氣温 年平均氣温は南部海岸は攝氏（以下之に同し）十三度餘にして北進するに従ひ次第に遞減す中央部京仁地方は十度内外にして國境内陸に入れば四度乃至三度なる又東部海岸地方は西部海岸地方に比すれば氣候温和にして夏季を除きては約二度内外高温なるを常とす蓋し西部海岸は冬季北西季節風多きも東部海岸は脊梁山脈の爲風勢微弱と爲り且海水温度は西部海岸に比し高温なるに因る尙寒氣は南北に於て大差あるも暑氣は其の差少く酷寒期たる一月の最低氣温日々の平均國境内陸地方に於て零下二十九度に下降するも南部海岸は零下一度餘にして約三十度の大差を見盛夏八月の日々最高氣温平均は大邱の三十一度を最高とし雄基の二十四度を最低とし僅に七度の差に過ぎず

二風 亞細亞大陸の東部は一般に季節風の勢多きを以て朝鮮に於ても亦季節に因りて主風方向略一定せり即ち冬季大陸方面より來る風は朝鮮附近に於て北西風と爲る又夏季は一般に南偏の季節風と爲り兩季節風の交代期たる春秋の候は風向區區にして一定せず又兩季節風は管に風向相反するのみならず冬季は空氣一般に乾燥して天氣晴れ氣壓の傾斜概して急峻に風力強きも夏季は濕潤にして曇天、雨天の日多く且氣壓の勾配緩なるを以て風勢甚だ弱し又冬季季節風は夏季季節風に比して其の期間永く且其の特長甚だ著し西部海岸地方は冬季北西風を受くるを以て此の季節に於て風力強きも東部海岸地方は之に反し脊梁山脈に遮らるゝに因り風勢概して弱し尙全域を通觀するに風勢は沿岸地方に於て強く内陸に於て弱き傾向あり

三雨雪 雨雪の年量は概して少し即ち全土の大半は八百乃至千耗を示し南東部海岸は較や多く北部並に北西方に至るに従ひ次第に遞減せり即ち釜山より元山に亘る沿岸地方は年量千五百耗に達し半島中最多雨地方に屬し中部は約千耗西部海岸は九百乃至千耗を測るも北部内陸地方は遙に減少して七百耗内外と成なり就中咸鏡南北道の高原地方は最寡雨にして年量五百耗に充たざる處あり又降雨狀況は内地と著しく異なりて季

節によりて差異甚しく十月より三月に至る間は乾燥期にして雨量極めて少く之に反して六月より八月に至る三箇月間は降雨期に屬す而して南部地方に於ては降雨の最盛期は七月なるも東部海岸地方の北部は八月にして時に九月に涉れり斯の如く各地方を通じて雨期と乾燥期と截然たる區別あるは半島の一特色なりとす

四蒸發 朝鮮は内地に比して雨量少く且空氣乾燥し加ふるに日照時數多きを以て蒸發盛にして元山以南の東岸を除く外は一般に降水量を超過す年量は南部の釜山地方最多く千五百糎弱に達し漸次北進するに従ひ遞減するも京畿黃海の沿岸並に雄基地方に至れば稍増加して千三四百糎を算し最少量なる江原道以北の東部海岸及北部内陸地方に於ても猶ほ千乃至千二百糎を示せり

五霧 朝鮮近海は著名なる濃霧發生所にして其の區域は沿岸全線に亘り就中最多きは多島海附近にして濃霧日數一年中七十日内外に達し西部近海北東部沿岸地方之に次ぎ其の他は二十日乃至五十日の間に在り而して元山以南の東部海岸地方最も少し又濃霧は沿岸に近づくに従ひて減少し内陸に入りては殆んご皆無となり冬季に於ては概して之を見ざるも初春より漸次發生して晩春初夏の候最盛に盛暑期に入るに及びて減退せ

り
六季節 降雪始終の期は年年遲速あれども初雪は北部高原地方に最早くして十月下旬に他は概ね十一月に南東海岸地方は最も晩くして十二月下旬に於て之を見る終雪は北部國境地方最も晩くして四月末に屬し釜山地方最早く三月上旬其の他は三月中旬乃至四月中旬の間に在り然るも冬季は一般に雨雪量少きを以て積雪一二尺に及ぶは北部の山地に限られ中部以南の平原に於ては五寸を越ゆること稀れなり

初霜は北部地方に在りては九月上旬に之を見るも他は概ね十月下旬より十一月中旬の間に在りて四月中に終るを一般とし北部地方に在りては五月に入りて終へるを常とす而して南部に在りても往々五月中旬晩霜を見ることあり

第三節 戸口

大正十二年十二月三十一日現住戸口調査に依れば總戸數三百四十萬四千八百八十一戸、内、内地人十一萬四百三十九戸、朝鮮人三百二十八萬二千七百九十二戸、外國人一萬九百五十戸、人口總數一千七百八十八萬四千九百六十三人、内、内地人四十萬三千十

年	職業別						合計
	農業、林業、漁業等	工業	商業及交通業	公務及自由業	其の他の職業者	無職業及職業を申告せざる者	
朝鮮大正元年末	2,310,333	20,001	1,979,933	53,132	1,274,336	20,629	2,888,402
朝鮮大正十一年末	2,768,896	27,679	2,250,511	76,876	1,056,089	24,193	3,283,792
朝鮮大正十二年末	2,999	321	2,033	308	1,913	88	3,876
外國大正元年末	2,055	1,019	2,325	25	1,913	131	10,930
外國大正十一年末	2,055	1,019	2,325	25	1,913	131	10,930
外國大正十二年末	2,055	1,019	2,325	25	1,913	131	10,930

年	職業別						合計
	農業、林業、漁業等	工業	商業及交通業	公務及自由業	其の他の職業者	無職業及職業を申告せざる者	
内地大正元年末	27,250	35,997	80,556	5,001	57,662	2,721	177,187
内地大正十一年末	59,877	61,032	127,992	12,773	113,132	3,533	308,312
内地大正十二年末	110,822	108,335	90,535	17,995	66,212	4,719	398,726
朝鮮大正元年末	1,703,120	25,210	1,110,332	35,177	889,777	19,811	3,057,437
朝鮮大正十一年末	2,112	1,212	1,212	829	1,011	277	16,889
朝鮮大正十二年末	2,112	1,212	1,212	829	1,011	277	16,889
外國大正元年末	2,112	1,212	1,212	829	1,011	277	16,889
外國大正十一年末	2,112	1,212	1,212	829	1,011	277	16,889
外國大正十二年末	2,112	1,212	1,212	829	1,011	277	16,889

現住内地人口日本籍別

大正十二年十二月末日

府 縣	戸 數	人 口		府 縣	戸 數	人 口	
		男	女			男	女
山口縣	9,339	19,168	18,133	香川縣	2,732	5,333	4,577
福岡縣	27,990	59,132	52,210	島根縣	2,800	5,338	4,729
長崎縣	26,888	52,382	47,931	兵庫縣	2,532	4,692	4,373
廣島縣	26,921	52,686	47,931	高知縣	1,980	3,899	3,532
熊本縣	24,222	49,318	45,262	三浦縣	1,622	3,291	2,828
大分縣	24,222	49,318	45,262	京都府	1,622	3,291	2,828
佐賀縣	23,363	48,310	44,214	徳島縣	1,622	3,291	2,828
岡山縣	23,363	48,310	44,214	和歌山縣	1,622	3,291	2,828
鳥取縣	22,404	47,302	43,206	岐阜縣	1,622	3,291	2,828
愛媛縣	21,445	46,294	42,198	福井縣	1,622	3,291	2,828
愛知縣	20,486	45,286	41,190	静岡縣	1,622	3,291	2,828
東京府	19,527	44,278	40,182	新潟縣	1,622	3,291	2,828
大阪府	18,568	43,270	39,174	石川縣	1,622	3,291	2,828
山 口 縣	9,339	19,168	18,133				

府 縣	戸 數	人		計	府 縣	戸 數	人		計
		男	女				男	女	
福 島 縣	1,329	2,922	2,289	5,211	奈 良 縣	923	1,792	1,525	3,317
長 野 縣	1,300	3,031	2,227	5,258	山 梨 縣	901	1,991	1,323	3,314
宮 城 縣	1,281	2,722	2,222	4,944	北 海 道	771	1,492	1,288	2,780
滋 賀 縣	1,277	2,722	2,222	4,944	群 馬 縣	794	1,540	1,221	2,761
鳥 取 縣	1,236	2,722	2,222	4,944	秋 田 縣	738	1,494	1,187	2,681
富 山 縣	1,226	2,722	2,222	4,944	石 川 縣	738	1,494	1,187	2,681
茨 城 縣	1,221	2,722	2,222	4,944	福 井 縣	728	1,494	1,187	2,681
山 形 縣	1,217	2,722	2,222	4,944	岩 手 縣	728	1,494	1,187	2,681
宮 崎 縣	1,213	2,722	2,222	4,944	青 森 縣	708	1,494	1,187	2,681
千 葉 縣	1,092	2,722	2,222	4,944	神 奈 川 縣	708	1,494	1,187	2,681
神 奈 川 縣	890	1,923	1,525	3,448	總 計	110,339	222,867	190,122	412,989

第四節 重要地

京城 朝鮮の首都にして總督府始政後の市街の整理に依り舊觀を改め内地に於ける大



京 城 市 街

京城 朝鮮の首都にして總督府始政後の市街の整理に依り舊觀を改め内地に於ける大

第四節 重要地

島根縣	一、二七九	二、三三三	二、〇九三	四、三三一	六、八六	一、四〇三	二、五八三
富山縣	一、一七六	二、二六三	一、九七三	三、三七一	七、六六	一、一〇八	二、四七
茨城縣	一、三二七	二、一〇一	一、九七三	三、九〇三	六、六一	一、〇八	二、四七
山形縣	一、一五三	二、一三三	一、七二七	三、九〇三	六、六一	一、〇八	二、四七
宮崎縣	一、一九三	二、一八二	一、七二七	三、九〇三	六、六一	一、〇八	二、四七
千葉縣	一、〇九三	一、九七三	一、七二七	三、九〇三	六、六一	一、〇八	二、四七
神奈川縣	八九〇	一、五三三	一、三三三	三、一三七	五、三三七	一、〇八	二、四七
總計							

都市に比し殆ど遜色なきに至れり市街は鶻駝山、仁王山、白岳山、南山等の圍繞せる盆地に展開し漢江其の東南西を流る市内に朝鮮總督府、昌德宮、京畿道廳、京城府廳、高陽郡廳、高等法院、覆審法院、地方法院、中樞院、遞信局、郵便爲替貯金管理所、郵便局及郵便所、專賣局、同支局、高等工業學校、高等商業學校、醫學專門學校、法學專門學校、高等普通學校、女子高等普通學校、師範學校、中學校、高等女學校、私立女子技藝學校、其他私立各種學校、總督府醫院、濟生院、刑務所、中央試驗所、警察官講習所、測候所、憲兵隊司令部、憲兵隊、朝鮮歩兵隊、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、第一銀行支店、十八銀行支店、安田銀行支店、山口銀行支店、朝鮮商業銀行、漢城銀行、韓一銀行、手形交換所、東洋拓殖株式會社京城支店、三井物産株式會社京城支店、朝鮮郵船株式會社、京城電氣株式會社、商業會議所、現物取引市場、公會堂、圖書館、新聞雜誌社、外國領事館等あり南山公園、漢陽公園、獎忠壇、李王職の經營に係る昌慶苑、總督府博物館、總督府商品陳列館、パコダ公園等遊覽の名勝市内に散在し南山に京城神社及天滿宮あり目下造營中の朝鮮神社、亦南山の一角漢陽公園に在りて遙かに南北漢山を望み漢江を瞰下す又東西本願寺別

院日蓮宗、淨土宗、曹洞宗、眞言宗等各派の寺院、日本基督教會、日本組合基督教會日本メソヂスト教會、聖公會、天主教教會、朝鮮耶穌教長老會、救世軍、露國正教會の建築物各處に在りて市の偉觀を添ふ郊外の清涼里に京城帝國大學あり藤島には勸業模範場支場の果樹園あり北門の石坡亭は紅葉を以て知られ牛耳洞は櫻花に著はる道路四通八達電車、電信、電話、電燈、瓦斯、水道等文明の設備整へり京城の一部なる龍山は京城元山間鐵道の分岐點にして朝鮮軍司令部、第二十師團司令部、第四十旅團司令部、歩兵第七十八聯隊、同第七十九聯隊、騎兵第二十八聯隊野砲兵第二十六聯隊、工兵第二十大隊、南滿洲鐵道株式會社京城管理局、無線電信所、郵便局、中學校、高等女學校、私立善隣商業學校等あり最近に於ける京城府の人口は總數二十八萬八千二百六十、内、内地人七萬六千八百八十八、朝鮮人二十萬七千四百九十六、外國人四千五百七十六なり

永登浦 京釜、京仁線の分岐點にして始興郡廳、警察署、郵便局、小學校、普通學校、刑務所、皮革、紡織、窯業等の諸工場ありて電話、電燈、水道等の設備あり人口三千七百二十二、内、内地人一千六十五、朝鮮人二千六百七

仁川 京城より廿四哩の西に在りて釜山に次ぐの貿易港なり月尾島、沙島等其の前面に横はりて内港を圍み八尾島遙に外港を成す潮水の干満甚しく其の差三十三尺に及ぶ築港は閘船渠式にして渠内水面積三萬坪繫船壁には四千五百噸級の汽船三隻を繋留するこゝを得べく京畿、黄海、忠清各道の貨物を吞吐し内地及滿洲諸港との定期航海あり仁川府廳、富川郡廳、地方法院支廳、警察署、觀測所、税關、郵便局、無線電信所、刑務所支所、高等女學校、商業學校、海員養成所、病院、檢疫所、商業會議所等あり、又月尾島は櫻花を以て知られ海水浴場の設備あり人口四萬九百三十二、内、内地人一萬一千二百二十八、朝鮮人二萬八千九百三十三

水原 京城を距る南方二十六哩の地に在り李朝正祖の經營に係る華城址、華寧殿、西將臺、練武臺、訪花隨柳亭、杭肩亭等の遺蹟を存し西湖の風景特に人に賞せらる水原郡廳、法院支廳、警察署、慈惠醫院、郵便局、勸業模範場、高等農林學校、電氣會社、銀行、蠶業試驗所、女子蠶業講習所等あり人口一萬三千九百三十九、内、内地人一千三百六十九、朝鮮人八千六百二十、外國人五十

烏致院 京城を南に距る八十哩忠清南北兩道に通ずる要衝に當り古來有名なる市場に

して四周の農産物輻輳す燕岐郡廳、警察署、郵便局、普通學校、小學校、學校組合、燕岐金融組合、鳥致院金融組合、殖産銀行支店、實業銀行支店、緇吹改良組合、米穀検査所等あり人口四千七百八十五、内、内地人一千八百八、朝鮮人三千六百十六

清州 鳥致院より東に分る、朝鮮中央鐵道線十四哩の地にして忠清北道廳、清州郡廳、地方法院支廳、刑務所支所、警察署、憲兵隊、慈惠醫院、學校、郵便局、銀行等あり邑内に古來有名なる石橋及鐵幢あり近來市區改正せられ面目を一新せり人口八千七百二十三、内、内地人三千百十五、朝鮮人五千四百七十三

公州 鳥致院驛より陸路六里二十町自動車の便あり道路四通し交通の樞要を占む市の北方山城公園は老樹鬱蒼として園内に雙樹亭、雄心閣等著名の史蹟多し忠清南道廳、公州郡廳、地方法院、刑務所、警察署、慈惠醫院、郵便局、高等普通學校、師範學校、人口八千八百八十三、内、内地人一千七百七十三、朝鮮人六千九百三十九、外國人百七十一

大田 京城を南に距る百三哩湖南線の分岐點にして京釜線中大邱に亞ぐ貨物の集散地なり大田郡廳、地方法院支廳、警察署、刑務所、歩兵第八十聯隊第三大隊、憲兵分

隊、郵便局、專賣支局出張所、銀行、金融組合、中學校、高等女學校等あり又此の地を西に距る約三里に儒城温泉五里にして鷄龍山あり自動車にて往來し得すべし人口七千十四、内、内地人、四千六百六十八、朝鮮人二千二百三十

論山 湖南線の要驛にして公州扶餘に自動車を通ず論山郡廳、殖産銀行支店、郵便所、學校等あり驛を距る東南一里許般若山灌燭寺の境内に石造の大彌勒佛あり所謂恩津の彌勒にして高麗光宗十九年僧慧明の建立に係り鮮人の歸依頗る厚し人口四千三百二十九、内、内地人五百六十三、朝鮮人二千七百八十一

江景 湖南線の要樞にして朝鮮に於ける大市場の一に數へらる又錦江を利用して舟楫を通ずべし警察署、郵便局、地方法院支廳、學校、殖産銀行支店等あり人口七千九百四十三、内、内地人一千七百六十、朝鮮人五千九百九十一、外國人百九十二

裡里 湖南線より群山及全州に至る鐵道の分岐點にして全州平野地を占め四邊に著名の農場多く益山郡廳、警察署、地方法院出張所、郵便局、農林學校、東洋拓殖株式會社支店等あり人口六千二百二十七、内、内地人二千四百四十五、朝鮮人三千五百九

十一、外國人九十一
 群山 朝鮮有数の貿易港にして米穀の輸移出釜山、仁川に次ぎ大連、仁川、木浦、内地との間に定期航路あり江景、公州よりは舟楫、裡里よりは鐵道の便ありて貨物の集散繁盛なり群山府廳、沃溝郡廳、郵便局、地方法院支廳、警察署、刑務所支所、税關支署、高等女學校、金融組合、商業會議所等あり人口一萬九千九百八十四、内、内地人六千七百十七、朝鮮人一萬二千九百九十六、外國人二百七十一
 全州 湖南線裡里驛より東南十五哩餘輕便鐵道開通し全州平野を控へて水田遠く開け有名なる米産地にして内地人の農事經營者頗る多く養蠶及製紙の業亦盛なり全羅北道廳、全州郡廳、慈惠醫院、郵便局、地方法院、專賣支局、刑務所、警察署、憲兵分隊、農業學校、高等普通學校、普通學校、殖産銀行支店、三南銀行、新聞社等あり邑内の慶基殿、肇慶廟、城東の梧木臺、城西の多佳山等遊覽に値す人口一萬八千三百八十、内、内地人三千七百六十七、朝鮮人一萬四千四百三十七、外國人百七十六
 松汀里 湖南線松汀里驛あり朝鮮鐵道全南線の起點にして商工業盛んに米、繭、麥、

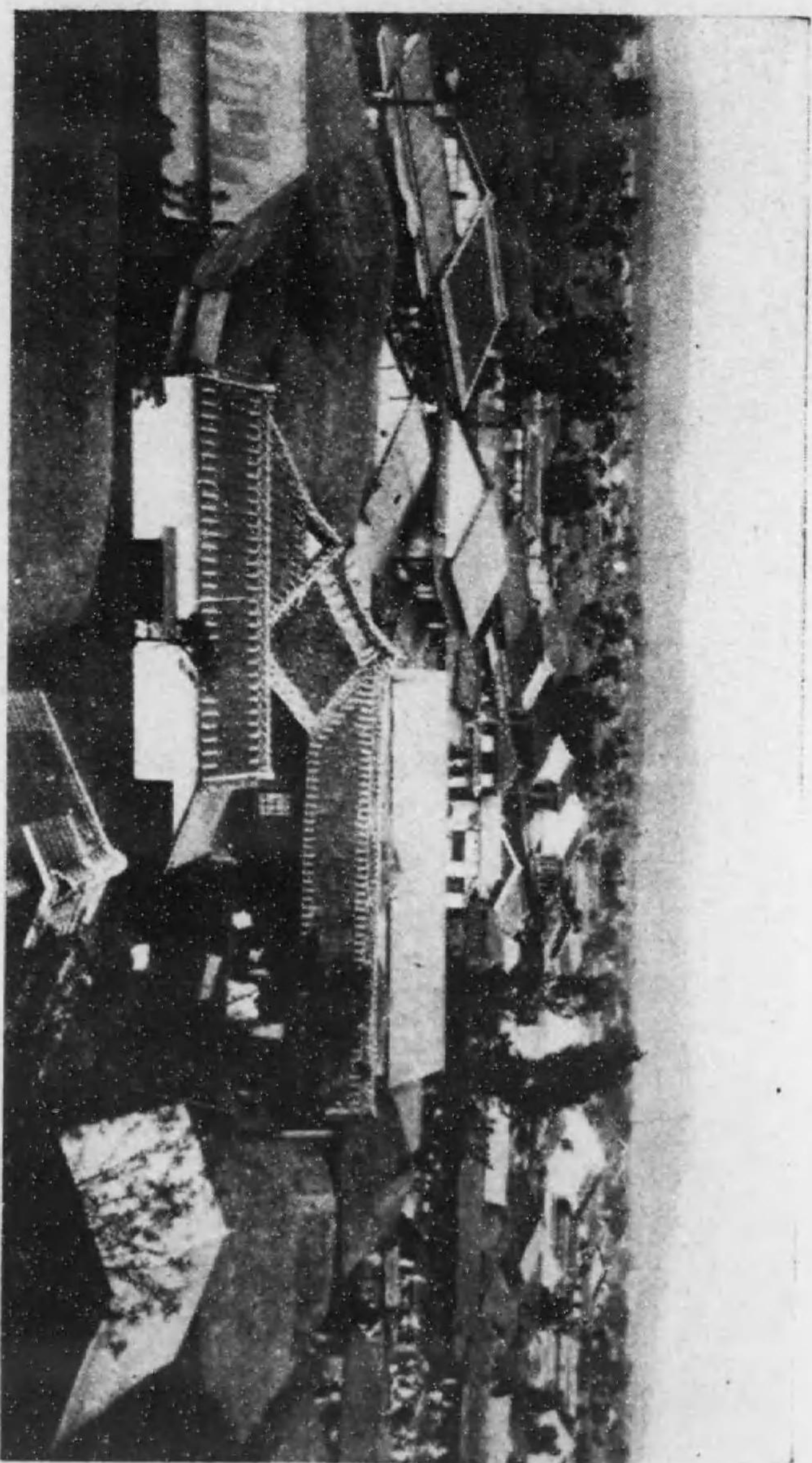
棉花等を主産とし學校、殖産銀行出張所、金融組合等あり人口三千四百七十、内、内地人八百八十八、朝鮮人二千五百三十七、外國人四十五
 光州 湖南線松汀里驛との間に朝鮮鐵道全南線あり全羅南道廳、光州郡廳、地方法院警察署、慈惠醫院、刑務所、郵便局、中學校、高等通學校、高等女學校、農業學校師範學校、物産陳列場、種苗場、殖産銀行支店、湖南銀行、金融組合、電氣會社、朝鮮鐵道株式會社出張所等ありて附近は有名なる米、麥、棉花等の産地なり人口一萬九千九百三十一、内、内地人三千五百二十一、朝鮮人一萬六千三百五十五、外國人百五十五
 木浦 湖南線の終點にして南鮮海運の要樞を占め米穀、棉花、海産物の貿易盛んに内地諸港及沿海各地との間に定期航路あり木浦府廳、務安郡廳、地方法院支廳、警察署、刑務所、郵便局、税關支署、測候所、金融組合、殖産銀行支店、十八銀行支店、無線電信所、海事出張所、棉作支場、專賣支局出張所、水産組合支部、商業會議所、公會堂、朝鮮銀行支店、商業學校、高等女學校、普通學校、東洋拓殖株式會社支店、實業株式會社支店、製油、殖産、電燈、棉花等の諸株式會社等あり人口二

萬二千三百三十三、内、内地人七千二十一、朝鮮人一萬五千三十六、外國人百七十

六

大邱 京城を南に距る二百三哩、地味肥沃なる平野を繞らし穀類、果實、棉花、煙草、漢藥等諸産物の集散地にして街況極めて殷盛古來有名の市場あり慶尙北道廳、大邱府廳、達城府廳、覆審法院、地方法院、中學校、高等女學校、農業學校、師範學校、商業學校、高等普通學校、憲兵隊、歩兵第八十聯隊、慈惠醫院、專賣支局、測候所、郵便局、刑務所、商業會議所、大興電氣株式會社出張所、殖産銀行支店、朝鮮銀行支店等あり又西方十町餘に達城公園の勝あり人口六萬二千八百九十五、内、内地人一萬九千三百十六、朝鮮人四萬三千四十七

慶州 大邱の東方十七里許自動車及鐵道の便あり新羅千年の古都にして瞻星臺、石氷庫、雁鴨池、鸚鵡林、鮑石亭、月城、南山城、武烈王陵、其他各王陵等の遺蹟、古墳金石佛、巨鐘等今尙存して考古の資料多し慶州郡廳、地方法院支廳、郵便局、警察署、金融組合等あり又此地を距る四里の地に佛國寺あり境内の多寶塔、釋迦塔、寺背なる吐含山の石窟庵等其の名最も著る人口六千三百八十、内、内地人六百四十二



大邱市街

朝鮮人五千七百六

釜山 内地朝鮮間交通の咽喉にして海陸運輸連絡の設備完整し京城を南に距る二百八十哩餘京釜線の最南端に位し大阪浦鹽並北朝鮮西鮮等諸航路の寄港地たり釜山府廳、地方法院、刑務所、警察署、憲兵分隊、陸軍運輸部支部、陸軍倉庫支部、築城本部派出所、税關、郵便局、移出牛檢疫所、獸疫血清製造所、水産試験場、海事出張所、土木部出張所、專賣支局出張所、測候所、中學校、商業學校、高等女學校、府立病院、府立順治病院、商業會議所、水産組合、穀物、青物、水産物市場、朝鮮紡織、釜山水産、日本硬質陶器、朝鮮瓦斯、電氣、朝鮮郵船、大阪商船、東洋拓殖等の諸會社及朝鮮銀行、殖産銀行、第一銀行等の支店あり、遊覽地としては龍頭山公園、龍尾山神社、天馬山、伏兵山等あり北約三里に東萊温泉ありて電車を通じ其の東約二里の海岸に海雲臺温泉あり人口七萬九千五百五十二、内、内地人三萬五千三百六十、朝鮮人四萬三千八百八十六、外國人三百六

晋州 馬山を距る十八里餘自動車の便ありて交通に便す慶尙南道廳、晋州郡廳、地方法院支廳、刑務所支所、警察署、慈惠醫院、郵便局、學校、殖産銀行支店、金融組

合等あり又南江に臨みて蘆石漣の勝あり人口一萬六千六百七十八、内、内地人二千四百九十四、朝鮮人一萬千三百三十六、外國人四十八

馬山 京釜線三浪津驛より分岐せる鐵道廿四哩餘の西南に在り鎮海灣岸の良港にして釜山を距る海路三十九哩馬山府廳、昌原郡廳、地方法院支廳、警察署、郵便局、學校、税關支署、重砲兵大隊、刑務所支所、病院、銀行、金融組合等あり山海の景色に富み尙ほ蒙古井、月影臺等の舊蹟あり人口七千三百三十四、内、内地人三千三百一十一、朝鮮人四千二十

鎮海 馬山半島と固城半島との間に在りて巨濟島其の南に横はり灣内水深くして優に數十の大艦巨船を碇泊せしむるに足る新市街は昌原郡鎮海面に在り山を負ひ海に臨みて形勝を占む鎮海灣要塞司令部、鎮海要港部、鎮海防備隊、憲兵分隊、警察署、郵便局等あり人口五千七十五、内、内地人四千七十六、朝鮮人七百九十九

開城 京城を西北に距る四十五哩餘一に松都と稱し高麗朝四百七十年の首都にして滿月臺、善竹橋、崧陽書院、壽昌宮址、敬德宮址、太平館、成均館、大興山城、七重石塔、朴淵瀑布、杜門洞、菲藏寺、觀音寺、穆清殿、關王廟、彩霞洞等の名勝古蹟

猶存す朝鮮人蔘は高麗燒、白菜と共に此の地の特産たり桃も亦其の名産にして花時遊覽の人多く果實大にして味美なり市内に開城郡廳、地方法院支廳、警察署、刑務所、專賣支局出張所、學校、銀行、郵便局等あり人口四萬一千七百九十五、内、内地人一千二百六十一、朝鮮人四萬三百九十二

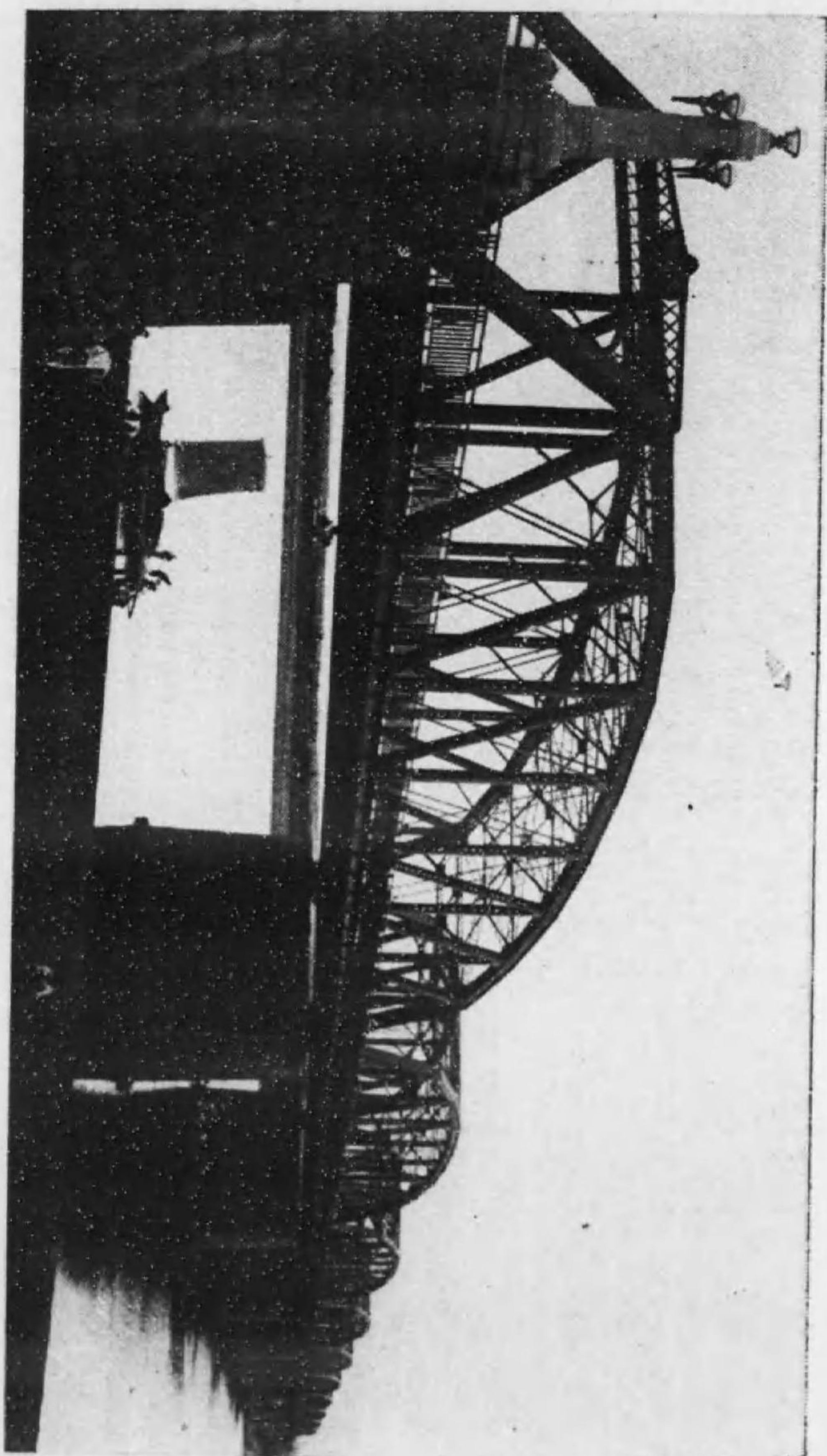
沙里院 京城を西北に距る百二十哩大平野の中心にして米穀、大豆等の集散地たり朝鮮鐵道黄海線の起點にして鳳山郡廳、警察署、郵便局、專賣支局派出所、勸業模範場西鮮支場、殖産銀行支店、東洋拓殖會社支店等あり人口一萬三千三百二十一、内、内地人一千八百八十五、朝鮮人一萬一千九百四十七

此地より十九哩にして信川溫泉あり又十六哩の地に内土驛あり附近の長壽山は一に黄海金剛と稱し寶積寶藏等の峯巒起伏して蜿蜒數里に亘り碧巖溪、金銀窟、老仙岩、七里臺、觀音窟、壽養瀑、前千丈岩、石門、後千丈岩、長壽山城址、石洞十二曲等の名勝あり

海州 京義線沙里院驛を距る十八里二十三町此の間載寧迄鐵道、載寧より自動車の便あり黄海道廳、海州郡廳、地方法院、刑務所、警察署、慈惠醫院、郵便局、專賣局

出張所、高等普通學校、師範學校、農業學校、其他各種學校、殖産銀行支店、電氣會社等あり又濯熱亭、百世清風碑、梵字石塔等著名の古蹟あり人口一萬五千九百六十七、内、内地人一千八百五十七、朝鮮人一萬三千九百二十五、外國人百八十五

平壤 京城を西北に距る百六十一哩餘、西鮮に於ける物貨集散地たるのみならず附近に於ける石炭及鐵礦其の他諸礦物の豊富なる埋藏と水量多き大同江と相俟ち大工業地を以て目せらる、平安南道廳、平壤府廳、大同郡廳、歩兵第三十九旅團司令部、歩兵第七十七聯隊本部、覆審法院、地方法院、警察署、憲兵隊、慈惠醫院、刑務所、税關出張所、專賣支局、郵便局、中學校、農業學校、簡易商業學校、測候所、高等女學校、高等普通學校、女子高等普通學校、商業會議所、大同銀行本店、朝鮮、殖産、漢城、百二十の各銀行支店、電燈會社等あり近郊に飛行第六大隊、朝鮮兵器製造所、大日本製糖會社支店、朝鮮電氣興業會社等あり戰蹟として牡丹臺、乙密臺、七星門、玄武門、大同門、船橋里等あり名勝として箕子陵、練光亭、浮碧樓、綾羅島等あり人口九萬五千四十九、内、内地人二萬九百九十一、朝鮮人七萬三千三百三十一、外國人八百二十七



大 同 橋 (平壤)

鎮南浦 平壤の西三十四哩餘京義線の一支線平壤より分岐して此に達す大同江口に在る貿易港にして阪神航路及支那安東大連等に至る航路あり鎮南浦府廳、地方法院支廳、警察署、税關、刑務所支所、郵便局、高等女學校、商工學校、朝鮮銀行、殖産銀行、大同銀行各支店等あり人口二萬六千七百三十、内、内地人五千七百三、朝鮮人二萬四百七十三、外國人五百五十四

新義州 京城を北西に距る三百八哩餘、鴨綠江に架せる三千九十八呎の大鐵橋を以て安奉線に連絡し滿洲及西伯利に通する要樞を占め又江上舟楫の便を有するこゝ二百二十餘里に及ぶ、平安北道廳、新義州府廳、警察署、地方法院、税關支署、刑務所、郵便局、專賣支局出張所、高等普通學校、商業學校、師範學校、守備隊、憲兵分隊、營林廠、殖産銀行支店、滿洲銀行支店、製紙會社、電氣會社、米穀市場等あり人口一萬九千五百四十三、内、内地人四千六百六十七、朝鮮人一萬九百八十九、支那人三千八百八十七

義州 新義州の東北四里三十町自動車の便あり鴨綠江を隔て、遙に支那九連城に對す

憲兵隊、義州郡廳、警察署、地方法院出張所、慈惠醫院、郵便局、殖産銀行支店、金融組合、平安北道種苗場、原蠶種製造所、農業學校、普通學校、小學校等あり邑内西北の丘上に統軍亭あり人口八千七百八十六、内、内地人八百七十一、朝鮮人七千六百六十五、支那人二百四十六

春川、京城を距る東北二十三里餘自動車の便あり、江原道廳、春川郡廳、地方法院支廳、刑務所支所、慈惠醫院、警察署、郵便局、農業學校、蠶業傳習所、機業場、種苗場、蠶業取締所、專賣支局派出所、殖産局山林課出張所、殖産銀行支店等あり附近に鳳儀山、昭陽亭の勝あり北方一里に牛頭山、同二里に鮑國城址、又五里にして清平寺の古刹あり人口四千九百三十七、内、内地人一千二百八十、朝鮮人三千六百二十五

鐵原、鐵原郡廳の所在地にして京城を北に距る六十二哩餘、京元線の間驛にして金剛山に至る電氣鐵道は此地を起點とす人口五千八百二十九、内、内地人六百十二、朝鮮人五千百七十四



(鐵原江)

山

剛

金

金剛山 江原道に在り區域十餘方里玉笥相峙つもの一萬二千其最著るものを萬物相
九龍淵、毘盧峰、望軍臺とし長安寺、表訓寺、正陽寺、楡帖寺、神溪寺を首め大小
古刹此間に點在す順路は京元線を利用し鐵原驛若くは平康驛より金化、金城、新安
末驛里を經三十餘里にして内金剛長安寺に至るものこ元山驛より庫底、長箭を經、
二十六里にして外金剛溫井里に至るものこあり又別に元山港より汽船に乗り長箭港
を經て溫井里に至る交通の便もあり尙溫井里に三里にして海金剛に至るへし
元山 京城を北に距る百四十哩餘永興灣の一部を占め松田灣と相對し南より出でたる
葛麻岬、北より出でたる虎島岬、拉灣外に横はれる大島、高島等は自然の防波堤を爲
し築港工事亦竣成して大阪拉浦鹽及裏日本との交通船舶の寄港盛んなり元山府廳、
地方法院支廳、警察署、刑務所支所、税關、測候所、郵便局、中學校、高等女學校、
商業學校、病院、銀行、商業會議所、金融組合等あり人口三萬一千六百十一、内、
内地人七千七百四十三、朝鮮人二萬三千百五十一、外國人七百十七
咸興 京城を北に距る二百十七哩餘、北に盤龍山を負ひ西北は城川江に臨み西南に平

野を控へ南東三里餘の西湖津港迄は輕便鐵道を通す咸鏡南道廳、咸興郡廳、地方法院、刑務所、歩兵第三十七旅團司令部、歩兵第七十四聯隊、憲兵隊、警察署、慈惠醫院、郵便局、高等普通學校、殖産銀行支店等あり邑内に樂民樓附近に本宮、歸州寺定陵、和陵等の古蹟あり、城川江に架せる萬歲橋亦其名著はる人口二萬五千四百四十、内内地人四千六十八、朝鮮人二萬一千二百三十三

●城津 元山の北方百二十四哩餘日本海に面せる開港場にして咸鏡南北兩道一部の貨物集散地たり城津郡廳、警察署、郵便局、税關支署、地方法院支廳、測候所、小學校普通學校、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行各支店等あり人口八千四十、内、内地人一千二百五十五、朝鮮人六千六十三、外國人百八十二

●鏡城 南に鏡城川を控へ北に勝巖山を冠ひ鏡城郡廳、郵便局、高等普通學校、師範學校、農業學校等あり元帥臺は邑南里餘に在る河口に臨み古來其名高し人口四千三百四十五、内、内地人二百九、朝鮮人四千九十九

●清津 浦鹽航路に屬し同地を距る百三十哩元山を距る二百五哩、清會線の起點にして

間島、會寧、鏡城、羅南に出入する咽喉に當り北鮮地方貨物の集散地たり清津府廳、地方法院、刑務所、警察署、郵便局、税關支署、學校、土木部出張所、水産試驗場、憲兵分遣所、陸軍運輸部出張所、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行各支店等あり人口二萬一千百六、内、内地人六千五百、朝鮮人一萬四千二百八十八、外國人六百六十八

●羅南 清會線輪城驛より九哩餘の南に在り東西南の三面は丘陵に圍まれ東北の一面平野を控ふ咸鏡北道廳、警察署、郵便局、慈惠醫院、高等女學校、憲兵隊、第十九師團司令部、歩兵第三十八旅團司令部、歩兵第七十六聯隊、騎兵第二十七聯隊、野砲兵第二十五聯隊、朝鮮殖産銀行支店等あり、人口一萬二千百六十二、内、内地人五千九百二十九、朝鮮人六千四十九、外國人百八十四

●會寧 豆滿江岸の大邑にして清津を北に距る五十八哩間島貿易の要衝にして商業殷盛なり歩兵第七十五聯隊、工兵第十九大隊、衛戍病院、憲兵分隊、會寧郡廳、警察署、地方法院支廳、郵便局、慈惠醫院、商業學校、小學校、普通學校、朝鮮銀行出張所、殖産銀行支店、豆滿江林業株式會社、關林炭礦及朝鮮採炭株式會社等あり人口一萬

二千七百三十七、内、内地人二千四百七十八、朝鮮人九千九百八十四、支那人二百六十四

白頭山 (北塞記略)

白頭山。在茂山府西三百六里。古名不成山。中國之人謂之長白。東方人謂之白頭。

蓋山極高。四時常米雪。故名

白頭山頂中陷爲澤。周四五十里。深百餘丈。雨不溢不雨不縮。碧波滔滔。人不敢迫視。

白頭山大澤之四面。壁立如門。水由此而出。北流於彼嶺竹峯之間。北甌山之後。卽黑龍江源。自白山辰巳數里許開壑。水泉湧出西南流。此是鴨綠上流也。分水嶺下定界碑。碑下立木柵數十里。柵下築土墩。東抵於大角峰。自立碑距角峰爲四十里峯之下水泉湧出東注于彼地鎮長及我地南甌山之間。乃豆滿江上流。

第二章 交通

第一節 鐵道

一 國有鐵道 朝鮮に於ける鐵道は明治三十三年七月京仁線の開通を始まなし、同三十八年京釜線竣功し翌三十九年京義線の竣工と共に半島を縦貫して支那安東縣に達する延長五百九十哩餘の大幹線となれり爾來湖南、京元、咸鏡等幹線の敷設あり湖南線は京釜線大田より起りて木浦に達する幹線と裡里より分岐して群山に至るの支線より成り、京元線は京釜線龍山より分岐して元山に達し、又咸鏡線は元山より國境會寧に至るものにして其の内元山陽化間、清津會寧間、輪城水南及吉州端川間は已に開通したる外目下建設工事中に屬す其の他支線としては永登浦より分れて仁川に至る京仁線、三浪津より馬山に達する馬山線、平壤より鎮南浦に至る平南線、平壤より勝湖里に至る平壤炭礦線、黃州より兼二浦に達する兼二浦線ありて今や全線の延長一千三百哩を算す

私設鐵道經營者及 主たる事務所所在地	區名	地名	距離	軌間	動力	敷設免許 年月日	運輸開始 年月日	資本金 千円	建設費 千円
朝鮮京南鐵道株式會社 (天安)	忠清南道	天安	九、一	哩分	同	八、九、三〇	二、六、一	10,000	2,000
		溫陽	二、六、一						
		溫陽	二、六、一						
		溫陽	二、六、一						
全北鐵道株式會社 (全州)	全羅北道	全羅	一、五、三〇	同	同	二、一、九	三、二、一七	500	500
		全羅	一、五、三〇						
朝鮮瓦斯電氣株式會社 (釜山)	慶尙南道	釜山	五、八	同	電氣	四、二、六	三、三、一	建七七一	建七七一
		釜山	五、八						
淡路(輪川) 雅信	平安南道	新安	二、三、〇	同	蒸氣	六、三、三	七、二、一	建七三三	七三三
		新安	二、三、〇						
上會三峯	平安南道	三峯	二、三、〇	同	蒸氣	八、三、三	八、三、三	10,000	10,000
		三峯	二、三、〇						

軌道經營者及主 たる事務所所在地	區名	地名	距離	軌間	動力	許可 年月日	開業 年月日	資本金 千円	建設費 千円
國門鐵道株式會社 (會津)	成鐵北道	上三	五、九	同	同	同	九、三、三〇	三、三、一	三、〇〇〇
		上三	五、九						
金剛山電氣鐵道株式會社 (蘆原)	江原道	蘆原	二、七、九	同	電氣	八、八、二二	八、八、二二	五、〇〇〇	三、〇〇〇
		蘆原	二、七、九						
京城電氣株式會社 (京城)	京畿道	京城府内	一、八、九	電氣	明治	三、二、二	三、二、二	三、三、三	三、三、三
		京城府内	一、八、九						
朝鮮瓦斯電氣株式會社 (釜山)	慶尙南道	釜山府内	四、九	同	同	四、二、六	四、二、一	前出	私設鐵道に計 上す
		釜山府内	四、九						
平安南道	平安南道	新倉	二、八	同	同	二、七、三	三、二、三〇	三、二、三〇	三、二、三〇
		新倉	二、八						
江原米穀信託株式會社	忠清南道	同世内	一、〇	人力	八、二、二	二、〇、二二	二、〇、二二	三〇	三〇
		同世内	一、〇						

軌道經營者及主たる事務所所在地	區名	地名	哩程	軌間	動力	許可年月日	開業年月日	建設費又ハ資本金		記	事
								千円	圓		
奥村(金堀)三郎	全羅北道	全羅北道	一、三	同	同	八、九、三	八、九、三				
山形(定右衛門)	慶尚北道	慶尚北道	〇、六	同	同	九、三、二	九、三、二				
松本(有津)太郎	咸鏡北道	咸鏡北道	〇、六	同	同	六、七、二	六、七、二				
生氣(生氣)株式會社	同	同	同	同	同	七、三、二	七、三、二				
計											

備考 此の外朝鮮鐵道部所有の清津線南段十里三分の手持軌道あり
資本又建設費は十二年度末現在を示す

第二節 道路

朝鮮總督府設置の初先づ道路の根本制度を樹立するに共に道路網を確定し國費を以て築造すべき一等道路十七線延長七百九十四里、二等道路七十九線延長二千三百九十三

里餘を測定して主要路線をなし別に地方費を以て築造すべき三等道路四百十九線延長二千八百四十一里餘を以て地方的脈路を完ふするを期したり爾來道路修築の第一期事業として一、二等道路中最要なる路線三十四線六百八十五里を選び明治四十四年度より大正六年度に至る七箇年の事業とし工費一千萬圓を以て其の修築を行ひ併せて漢江鐵橋を架設せり次で第二期計畫として一、二等道路線中交通並經濟上最適切なる路線二十六線延長四百七十八里を主要なる河川の橋梁九箇所の架設を企て大正六年度より同十一年度に至る六箇年の繼續事業として總工費七百五十萬圓を以て施行中適々經濟界變動の影響を受け豫定の改修を爲すこと能はざるに最近の事情に鑑み新なる路線を加ふるの必要より路線の改廢を加へ之と同時に既設木造橋梁の耐久力を考慮し少くも橋脚の如きは永久的工法に依りて構築するの必要あるを認め之が改良を併せ施行することとし大正十一年度以降九箇年繼續事業として二千十七萬圓を追加計上し目下實施中に屬す此の外地方廳に國庫補助を與へて三等道路の改修並地方交通の必要上本府の改修を待つこと能はざる一、二等道路の改修を行はしめ既に其の改修を終へたるもの一、二等道路九百餘里、三等道路千八百餘里に達せり

翻つて交通の状態を見るに近年各地方産業の發達に伴ひ貨物の出入旅客の來往益々頻繁を加へ荷牛馬車、自動車等著しく其の數を増加し大正十二年末に於ては自動車一千八百八臺人力車四千六百四十七臺、荷車三萬二千六百六十一臺、荷牛馬車九萬八千六百五十一臺、客馬車九十二臺を算するに至れり

第三節 港 灣

港灣に關しては統監府時代に於て釜山、仁川、鎮南浦、平壤、元山、新義州、群山、木浦、清津、城津、馬山の十一箇所に對し夫々應急の施設を行ひしも釜山、仁川、鎮南浦の如きは工事半途にして併合となりしを以て總督府に於て其の残工事を施行するに共に更に規模を擴大して水陸連絡設備を大成するの計畫を樹て明治四十四年度以降の繼續事業として之を施行し次て大正四年度以降の繼續事業として元山港の修築に着手し又大正十一年度以降の繼續事業として清津港及城津港の修築を追加し目下工事中に屬せり

地方港灣の修築施設は主として地方公共團體に於て施行し總督府は其の緩急を計り相

當國庫補助金を支給し之が完成に力めつゝあり

第四節 海 事

イ船 船 世界的船舶過剩の結果造船界は依然として不況の中にありて船價次第に低落せる結果朝鮮に於ても汽船の新造又は購入を爲せるものあり爲に近來稍増加の傾向を示すに至れり最近に於ける船舶數を表示すれば左の如し

種 別	汽 船		帆 船		合 計	
	數	噸數	數	噸數	數	噸數
歸に歸港港を有するもの	126	38,960	2,283	19,330	2,409	58,290
内地に歸港港を有し朝鮮沿岸のみを航行するもの	30	1,621	12	666	42	2,287
不登簿船	1	1	1	1	2	2
總 計	157	40,582	2,296	19,997	2,453	60,581

大正十三年九月末現在

備考 朝鮮に船籍を有する不登簿船舶艘數は大正十二年末現存なり

定期航路 大正十三年十月一日現在航路は(一)朝鮮内に限るもの(二)内地を起點として朝鮮に往來するもの(三)内地を起點として朝鮮を經由し外國に至るもの(四)朝鮮を起點として内地又は外國に至るもの(五)外國を起點として朝鮮に來るもの、五種にして朝鮮總督府の命令に依るもの及朝鮮總督府地方官廳の命令に依るものは(一)種又は(四)種の内に屬す別に鐵道省の經營、福岡市、長崎縣命令、陸軍省特殊命令に依る(二)種逋信省命令に依る(三)、(三)種及關東廳命令に依る(五)種の航路あり又補助命令に依らず自營を以て定期航海を爲すもの等あり今此等の航路に配在せる船舶の艘數及噸數を示せば

一に屬するもの	一六四艘	一〇、三七九噸
二に屬するもの	二二艘	三八、〇〇七噸
三に屬するもの	一艘	一、二七五噸
四に屬するもの	一二艘	一六、二三五噸

五に屬するもの 六艘 六、〇〇二噸
總計 二〇四艘 七一、八九八噸
にして更に政府の補助命令に依るもの自營に依るものを區別すれば左の如し

命令航路使用船(官公營を含む)	一四〇艘	五一、九四一噸
自營航路使用船	六四艘	一九、九五七噸

前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社、鎮南浦汽船合資會社、陽綠江運輸株式會社、大阪商船株式會社、北陸汽船株式會社、大連汽船株式會社、阿波國共同汽船株式會社及鐵道省等とす

ハ航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年締約に基く帝國政府の交渉に應じ韓國政府に於て同三十六年仁川小月尾嶋外三箇所に燈臺を建設したるを嚆矢とし同三十八年度末に於て標識總數五十三を算するに至りたるも海岸線百六十浬毎に一標識を有するの割合に過ぎず殊に西南部海岸の如きは無数の島嶼基布し濃霧常に多きが故に更に同三十九年度以降五箇年計畫を以て併合後に亘り標識百三十五を増設したり本府始政後益之が増設整備に努めたる結果最近に於ては夜標九十八基、晝標百七基、霧

警號二十箇、總計二百二十五基に達し其の全海岸線に對する割合夜標は八十六裡に一基、標識全體は三十七裡に一箇を有するに至れり

第五節 江 運

朝鮮に於ける主要河川の水運状態は左の如し

洛東江 流域面積千五百四十七方里流路延長百三十三里其の流域慶尙北道及慶尙南道の大部分を占め平野到處に存在し地味概ね肥沃にして溉灌の便多し且本江は水面勻配緩にして八十七里の上流安東まで溯航し得べく水運の利あり

漢江 源を江原道三陟郡鷹岬山の北に發し旌善、寧越、丹陽及忠州附近を流駛し廣州郡に入りて北漢江を合せ京城府龍山を過ぎ金浦郡の北端に於て臨津江と合し江華灣に注ぐ流路延長百三十一里餘其の舟楫の通ずる處八十四里水運上頗る重要な地位を占む

大同江 源を平安南北道及咸鏡南道々界に發ゆる狼林山に發し寧越、徳川、順川及平壤附近を流れ兼二浦を過ぎて載寧江と合し鎮南浦に至りて黄海に注ぐ流路延長

百十一里餘航路延長六十六里餘江運上重要なものの一なり

錦江 其の流域主として忠清北道、全羅北道の三道に跨り面積六百四十方里に

達し流路延長百二里河口に群山港あり扶餘附近及芙江まで自由に航行し得べし

臨津江 源を咸鏡南道德源郡馬息嶺の南に發し江原道に入り古味呑川を合せ京畿道

に入り漢灘江を合せ坡州郡に至りて漢江の流末に合して江華灣に注ぐ流路延長六

十四里餘河口より上流三十里餘舟楫を通ずべし

蟾津江 源を全羅北道鎮安長水兩郡界なる八公山に發し流路延長五十四里水運上重

要なる河川なるも航路に障害多く求禮の上流は殆ど舟楫を通じ難し

陽綠江 源を白頭山の南麓に發し惠山嶺に於て虚川江を合せ長白山脈の諸谿谷より

發する數多の小流を集めて西北に流れ更に南下して楚山に到りて滿洲より來る渾

河と合し義州の上流に於て滿洲の驪河を容れ河中に九里島、於赤島、黔同島、中

江臺等の砂洲ありて河流を三分し安東縣に至り再び合して一となり更に威化島を

堆成して潤大なる三角洲を成し黄海に入る其の流路二百一里に及ぶも河床傾斜急

にして岩礁多く激流奔湍少からず河口龍岩浦より溯るこ三十五裡なる安東縣まで

年 度	内地人貯金		朝鮮人貯金	
	人 員	金 額	人 員	金 額
大正九年度末	30,966	1,243,204	1,049,130	2,336,134
同 十年度末	33,841	1,069,966	1,084,444	2,366,260
同 十一年度末	39,239	1,111,041	1,191,978	2,340,333
同 十二年度末	43,304	1,141,303	1,300,783	2,490,366
			一人平均額	一人平均額
			86.45	206.10

郵便振替貯金に就ては大正七年府又は府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を又同九年國債募集、賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を開始せし以來之を利用する者漸次多きを加へ郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年に於ては僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎざりしが大正十二年々度末現在に於ては一萬二千六百九人の多きを算するに至り其の取扱高亦左の如き増率を示せり

朝鮮内各郵便局所受拂書 (其の一)

年 度	入		出	
	度 數	金 額	度 數	金 額
同 十年度	1,133,333	96,633,944	1,363,262	72,448,830
同 十一年度	1,107,707	97,076,333	1,870,333	71,999,913
同 十二年度	1,733,793	119,266,019	2,027,111	83,212,113

郵便振替貯金朝鮮口座受拂 (其の二)

年 度	受 入		出		年 度 末 現 在
	口 數	金 額	口 數	金 額	
大正十年度	1,111,330	121,212,333	1,118,610	10,524	2,100,822
同 十一年度	1,287,078	121,819,333	1,185,133	11,533	2,092,333
同 十二年度	1,741,333	191,110,333	1,909,888	11,302	2,119,222

事業者	目的	資本金	繰込資本金	原動力	發動力
中外電氣株式會社	同	2,180	2,180	瓦斯	200 K.W
株式會社 大邱支店	同			瓦斯	1,500
株式會社 成興支店	同			瓦斯	110
同 企泉支店	同			瓦斯	95
同 九州支店	同			瓦斯	28
同 浦項支店	同			瓦斯	9.5
同 尚州支店	同			瓦斯	20
開城電氣株式會社	同		(未開業)	同	(未落成)
晉州電氣株式會社	同	200	134	同	120
統營電氣株式會社	同	100	104	同	100
會寧電氣株式會社	同	100	70	同	20
鎮西電氣株式會社	同	10,000	3,000	同	6,000
釜山電氣株式會社	同	2,000	2,000	同	2,000
道水電氣株式會社	同	100	20	同	6,100

事業者	目的	資本金	繰込資本金	原動力	發動力
海州電氣株式會社	同	100	90	同	20
江原電氣株式會社	同	100	100	同	20
釜山電氣株式會社	同	20	20	同	(20)
慶州電氣株式會社	同	100	30	同	100
慶州電氣株式會社	同	100	100	同	100
平壤電氣株式會社	同	200	100	同	100
定州電氣株式會社	同	200	未成立	同	(100)
全羅電氣株式會社	同	2,000	未成立	同	20
城津電氣株式會社	同	100	同	同	1,800
鳴梁電氣株式會社	同	10,000	未成立	同	20
公州電氣株式會社	同	100	未成立	同	1,200
道春電氣株式會社	同	2,000	未成立	同	1,200
安州電氣株式會社	同	20	未成立	同	1,200
蔚山電氣株式會社	同	100	未成立	同	20
北嶺商事株式會社	同	20	未成立	同	20

事業者	目的	資本金	繰込資本金	原動力	發動力
天安電燈株式会社	電燈電力	100	100	瓦斯力	100 K.W
井邑電氣株式会社	同	100	(未開業)	同	100
雄基電氣株式会社	同	100	(同)	同	100
城南電燈株式会社	同	100	(未成立)	同	100
甘浦電氣株式会社	同	100	(同)	同	100
密陽電氣株式会社	同	100	(同)	同	100
沙里院面	同	(投資額) 100	(未開業) 100	同	100

備考 發電力欄の()は受電設備のものなり

第四章 地方行政

第一節 道府郡島

行政上朝鮮全土を京畿道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道、黃海道、平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道の十三道に區畫し更に之を分ちて十二府、二百十八郡、二島、二千五百四面を爲す道郡島は内地の府縣郡島に、府は市に、面は町村に相當す此等は國の行政區劃たるに共に又公共團體の地域たり之に道知事、府尹、郡守、島司、面長を置き官廳事務の執行者たらしむるに共に又公共團體の事務を執らしめ道には知事官房内務部、財務部、警察部を置き各部長は道事務官を以て之に充て知事官房は機密、人事、褒賞に關する事務を内務部は地方行政、學務、勸業、土木、會計等の事務を財務部は稅務、理財の事務を警察部は警察衛生の事務を分掌せり

第二節 公共團體

一 道 地 方 費

大正九年七月新に道地方費令を發布せられ道地方費には道評議會を稱する諮問機關を置き歳入出豫算、地方税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徴收、起債其の他重要事項に關し道知事の諮問に應せしむ道評議會の定員は十八人乃至三十七人とし定員の三分の二は府郡島に配當し府又は面協議會員の選舉したる候補者に就き之を任命し他の三分の一は道知事之を任命す

道地方費を以て支辨し得る費目は土木費、勸業費、教育費、衛生費、救濟費、補助費道評議會費、道地方費取扱費にして地方税及國庫補助金を以て其の主たる財源をなし地方税の課目は地稅附加税、市街地稅附加税及特別税たる戸稅、家屋稅、屠場稅、屠畜稅、市場稅、車輛稅等なる

大正十三年度に於ける道地方費の歲計は左の如し

大正十三年度各道地方費豫算總計表

道 名	歲 入		歲 出	
	經常部	臨時部	經常部	臨時部
京 畿 道	1,266,777	82,222	1,104,277	1,339,277
忠 清 南 道	2,266,222	12,222	2,154,222	2,222,222
忠 清 北 道	1,086,110	12,222	1,073,888	1,111,110
全 羅 南 道	1,078,810	22,222	1,056,588	1,104,277
全 羅 北 道	1,228,888	22,222	1,206,666	1,222,222
慶 尙 南 道	1,228,888	22,222	1,206,666	1,222,222
慶 尙 北 道	1,228,888	22,222	1,206,666	1,222,222
黃 海 南 道	1,228,888	22,222	1,206,666	1,222,222
平 安 南 道	1,228,888	22,222	1,206,666	1,222,222
平 安 北 道	1,228,888	22,222	1,206,666	1,222,222
江 原 道	1,228,888	22,222	1,206,666	1,222,222
咸 鏡 南 道	1,228,888	22,222	1,206,666	1,222,222
咸 鏡 北 道	1,228,888	22,222	1,206,666	1,222,222

合 計	入		出	
	經常部	臨時部	經常部	臨時部
一三、六三三、元九八	五、三三三、八八七	一八、九六九、一八五	一〇、三三八、三三三	八、三三〇、八四一
				一八、九六九、一八五

二 府

現行府制は大正二年十月の發布に係り内地人、朝鮮人、外國人に共通せる制度にして此の施行と共に従來の居留民團、各國居留地會、專管居留地及漢城衛生會を廢止し居留民團の事務中教育に關するものは之を學校組合に承繼せしめ其の他の事務並各國居留地會、專管居留地會、漢城衛生會の事務（城津郡守をして承繼處理せしめたる城津各國居留地會の事務を除き）は共に之を府に承繼せしめたり

イ 府の區域 法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は左の如し

京城、釜山、馬山、群山、木浦、大邱、仁川、平壤、鎮南浦、新義州、元山、清津府の事務及府住民の權利義務 府は官の監督を承け一般公共事務及法令に依り府

に屬する事務を處理し府内に住所を有する者を以て住民とす府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する權利を有し府の負擔を負ふの義務を有す

ハ 府税及使用料手数料 府税は國税たる市街地稅、所得稅、取引所稅、地方稅たる家屋稅、船稅、車輛稅の附加稅及特別稅にして府内に住所を有する者三月以上府内に滞在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課す尤も國又は公共團體に於て公用に供する土地家屋物件及營造物、恩賜金事業の用に供する土地家屋物件並神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所、説教所の用に供する建物及其の構内地、墓地、外國政府の所有に屬する領事館及其の敷地等には府税を課せざるものも府は營造物の使用に付使用料を徵收し又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徵收することを得るものとす

ニ 府の機關及權限 國の官吏たる府尹は府を統轄し及代表す必要あるときは府費を以て府吏員を置くことを得府吏員は府尹之を任免し懲戒するの權限を有す

府尹の諮問に應ぜしむる爲府に協議會を置く協議會は府尹及協議會員を以て之を組織し府尹を以て議長たらしむ協議會員は府住民中より名望識見ある者を選択し朝鮮總督の認可を受け道知事之を命するの制なりしも大正九年之を改め帝國臣民にして獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子一年以上府住民を爲り其の府に於て朝鮮總督の指定したる府稅年額五圓以上を納むる者をして之を選擧せしむるこゝにせり協議會員は名譽職にして其の任期を三年とす協議會員の定員は人口に依り之を定む現在の定員左の如し

京城府	三十人	大邱府	二十人	鎮南浦府	十四人
仁川府	十六人	釜山府	二十人	新義州府	十二人
群山府	十二人	馬山府	十二人	元山府	十四人
木浦府	十四人	平壤府	二十人	清津府	十二人

協議會に諮問すべき事項左の如し但し急施を要し協議會に諮問する暇なしと認むるときは此の限に在らず

一、府條例を設け又は改廢する事

二、歳入州豫算を定むる事

三、府債に關する事

四、歳入州豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事

五、基本財産、特別基本財産及積立金數の設置又は處分に關する事

六、府の廢置又は境界變更の場合に於ける財産の處分に關する事

以上の外府尹は必要と認むるときは前項に掲ぐる事件の外府に關する事件を諮問することを得るものとす

三面

面制は大正六年十月府を除きたる地に施行せられたるものにして面は面制に依り事業を經營し財産權の主體を爲れり面制施行前に在りても面長手當及面事務執行に要する費用は面の負擔として賦課するの途ありしも法令上事業經營能力なかりし爲協議費の名を以て之を徵收し契、組合等を設け地方の公共事務を處理し來れり然れども此等は法令上に根據なく其の組織任意なるが爲延て地方事務の統一を缺き或は負擔徒に増加せむとする傾向を呈したるを以て之を整理せんが爲面制を布きて地方制度を確立する

に至れり而して内鮮大多數集團して市街地を形成し其の狀態府に近似せる面は其の經營事業多くして他の面事情を異にするを以て此等の面四十一箇所を指定して面長の諮問機關たる相談役を置き且起債能力を認めたるも該相談役は何れも政府の任命に係り且定員少數にして民意の反映に乏しく其の他に於ても亦時世の進歩に隨ひ諮問機關を設くるの必要を認め大正九年十月面制を改正して面に協議會を置き面の財政其の他重要事項に關し面長の諮問機關たらしめ民意暢達の途を開けり即ち左の如し

一 面の事務 一面は法令に依り面に屬する事務を處理するものなるも民度猶ほ低く負擔力も亦大ならざるを以て無制限に其の事務の範圍を放任せば事の緩急機宜を怠り延て面民の負擔を過重ならしむる虞なきに非らず仍て左の如く其の事務の範圍を限定せり

- 一 道路橋梁渡船、河川堤防、灌漑排水
- 二 市場、造林、農事養蠶畜産其他産業の改良普及、害鳥蟲驅除
- 三 墓地、火葬場、屠場、上水、下水、傳染病豫防、汚物の處置
- 四 消防、水防

五 諸證明公簿圖面の閲覧

面の狀況に由りては朝鮮總督の認可を受け前各號以外の事務を處理することを得尙面制以外の法令に於て面に屬せしめたる事務例へば國稅の徵收、地方費賦課金の徵收、學校費賦課金の徵收等を處理せしむ

□ 協議會及協議員 協議會は面長及協議會員を以て組織し面長を議長とす協議會員は名譽職にして其の任期を三年とし定員は人口に應じて八人乃至十四人を置き之が選任方法は其の民度に於て從來經驗せざる選舉方法を一律に採用し能ざる事情あるが故に總督の指定する面に限り住所、納稅、年齢等に付法定の資格を有する選舉人をして選舉せしめ其の他の面に於ける協議會員は郡守島司に於て法定の資格を有する者の中に就き之を任命するものなるも實際の運用に當りては成るべく民意を參酌し衆望の歸する者を擧ぐるの趣旨を以て適宜の方法を講じ面民の意見を斟酌して任命することとせり

前記指定面左の如し

京畿道 水原郡水原面、開城郡松都面、始興郡永登浦面

忠清北道 清州郡清州面、忠州郡忠州面、
 忠清南道 公州郡公州面、大田郡大田面、論山郡江景面、燕岐郡鳥致院面、天安郡天安面
 全羅北道 全州郡全州面、益山郡益山面、井邑郡井邑面
 全羅南道 光州郡光州面、麗水郡麗水面
 慶尙北道 金泉郡金泉面、迎日郡浦項面、慶州郡慶州面、安東郡安東面、尙州郡尙州面
 慶尙南道 晉州郡晉州面、昌原郡鎮海面、統營郡統營面、東萊郡東萊面、密陽郡密陽面
 黃海道 海州郡海州面、黃州郡兼二浦面、鳳山郡沙里院面
 平安南道 安州郡安州面
 平安北道 義州郡義州面、定州郡定州面、宣川郡宣川面、江界郡江界面
 江原道 春川郡春川面、鐵原郡鐵原面、江陵郡江陵面
 咸鏡南道 咸興郡咸興面、北青郡北青面
 咸鏡北道 鏡城郡羅南面、城津郡城津面、會寧郡會寧面

道別面、面積人口比較表

面積、面積は大正十三年九月末日現在
 人口は大正十二年十二月末日現在

道名	面數	面積			人口		
		最大	最小	平均	最大	最小	平均
京畿道	110	11,911	1,017	3,333	11,195	1,098	3,131
忠清北道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
忠清南道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
全羅北道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
全羅南道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
慶尙北道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
慶尙南道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
黃海道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
平安南道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
平安北道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
江原道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
咸鏡南道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
咸鏡北道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
總計	1,102	13,174	1,017	3,333	11,195	1,098	3,131

道名	面數	面積			人口		
		最大	最小	平均	最大	最小	平均
京畿道	110	11,911	1,017	3,333	11,195	1,098	3,131
忠清北道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
忠清南道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
全羅北道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
全羅南道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
慶尙北道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
慶尙南道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
黃海道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
平安南道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
平安北道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
江原道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
咸鏡南道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
咸鏡北道	128	10,333	1,081	3,004	11,299	1,098	3,108
總計	1,102	13,174	1,017	3,333	11,195	1,098	3,131

八面の職員 面に面長の補助機關として書記、區長を置き前項に依る指定面には副長を置く又特に必要なる面に在りては技手を置くことを得副長、書記及技手は有給

吏員とし副長は面長の事務を補佐す區長は無給とし町洞里(内地町村の區及大字に類す)内に於ける面の事務にして洞里内に告知を要するもの又は面の經營する事業にして洞里に關係あるものを補助す

二面の財務 面は其の財産より生ずる収入、使用料、手数料其の他面に屬する収入を以て支出に充て仍不足あるときは賦課金及夫役現品を賦課徴收するこゝを得而して其の必要なる費用及法令に依り面の負擔に屬する費用を支辨するが爲賦課金とし賦課し得べきは地稅割、市街地稅割、戸別割及特別賦課金とし面内に住所を有する者、三月以上面内に滞在する者、面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し、面内に營業所を設けて營業を爲し又は面内に於て特定の行爲を爲す者に對して之を賦課するものこす

ホ面組合 面に於て處理すべき事務は概ね其の面のみの關係に止まり他面との利害直接相關聯すべきもの稀なるも其の事務の種類に依りては隣接面と共同して之が經營を爲すに非ざれば目的を達し難き場合に於ては朝鮮總督の認可を受け關係各面の組合を設け共同して其の事務を處理し得るものこす

四 學校費

現行朝鮮學校費令は大正九年七月の公布に係り同年十月一日より之を施行せり

イ學校費 普通學校其の他教育に關する費用を支辨する爲府郡島に之を設け府尹、郡守又は島司之を管理す

ロ學校評議會及評議員 學校費に關し府尹、郡守、島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く學校評議會は府尹、郡守又は島司及學校評議員を以て組織し府尹郡守、島司を以て議長とす學校評議員の定員は府に在りては六人乃至二十人とし郡島に在りては郡島内の面數と同數とす學校評議會に諮問すべき事項は歳入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徴收及起債に關する事項等とす

學校評議員は名譽職とし其の任期を三年とす其の選任方法は府に在りては之を選挙し、郡島に在りては郡守、島司之を任命する方法を採れり

ハ事業 學校費は朝鮮人教育に關する費用を凡て支辨し得るを原則とすも府郡島の財力には自ら限度あるを以て其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せられざるを得ず現今に於ては公立普通學校の經營を普通とし稀に實業補習學校を經營するも

のあり今大正元年以降に於ける公立普通學校増加の趨勢を示せば左の如し

年度	元八	元正	同 一	同 二	同 三	同 四	同 五	同 六	同 七	同 八	同 九	同 十	同 十一	同 十二	同 十三
學校數	三三	三五	三三	三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

五 學校組合

明治四十二年十二月統監府發布の學校組合令に依り從來日本人會の經營せし朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理すること、なり大正三年四月本令に改正を加へて今日に至れり

イ 學校組合の設置に組合規約及組合員の權利義務 學校組合を設置せんには發起人區域を定め其の区域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り朝鮮總督の許可を受けざるべからず組合員は營造物を共用する權利を有すること同時に組合の負擔を分任するの義務を負ふ

ロ 學校組合會の議決事項 學校組合に組合會を置く。組合會議員は之を選挙す組合

會議員は名譽職とし議員の選挙及被選挙資格は組合規約を以て之を定む組合會の議決事項左の如し

- 一 組合規約を變更する事
 - 二 歳入出豫算を定むる事
 - 三 決算報告を認定する事
 - 四 基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事
 - 五 不動産の管理及處分に關する事
 - 六 財産及營造物の管理方法な定むる事但し法令の規定あるものは此の限に在らず
 - 七 法令に定むるものを除くの外使用料組合費及夫役現品並其の賦課徴収に關する事
 - 八 組合債に關する事
 - 九 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事
 - 十 組合に係る訴訟及和解に關する事
- ハ 學校組合管理者に組合吏員 學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ其の任期を三年とす但し府の區域を包含する學校組合に在りては府尹其の管理者の職務を行ふ管理者は名譽職たることを原則とすれども必要に依り有給

を爲すことを得

學校組合には管理者の外有給又は名譽職の吏員を置くことを得其の任免、懲戒處分等は管理者之を行ふ有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り退職料、退職給與金、死亡給與金又は遺族扶助料を給することを得名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外勤務に相當する報酬を給することを得

二學校組合の經費を徵收及寄附又は補助 組合は營造物の使用に付使用料を徵收するの外組合財産より生ずる収入其他組合に屬する収入を以て其の經費を支出し仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徵收することを得又組合は内地人の教育に關し必要なる場合に於ては寄附又は補助を爲すことを得

朝鮮總督は第一、第二次を道知事、第三次を朝鮮總督にす但府尹管理者の職務を行ふ場合に於ては第一次を道知事とし第二次を朝鮮總督にす組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率、償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要す而して道知事は組合管理者に對し

懲戒を行ふことを得

左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要す

- 一 基本財産の管理及處分に關する事
- 二 特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事但し積立金穀等を其の目的の爲使用する場合は此の限にあらす
- 三 不動産の處分に關する事
- 四 寄附又は補助を爲す事
- 五 使用料、組合費及夫役現品の賦課徵收に關する事
- 六 一時の借入金を爲す事
- 七 繼續費を定め又は變更する事
- 八 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事

六 水利組合

朝鮮水利組合令は大正六年七月發布同年十月一日より施行せられたり

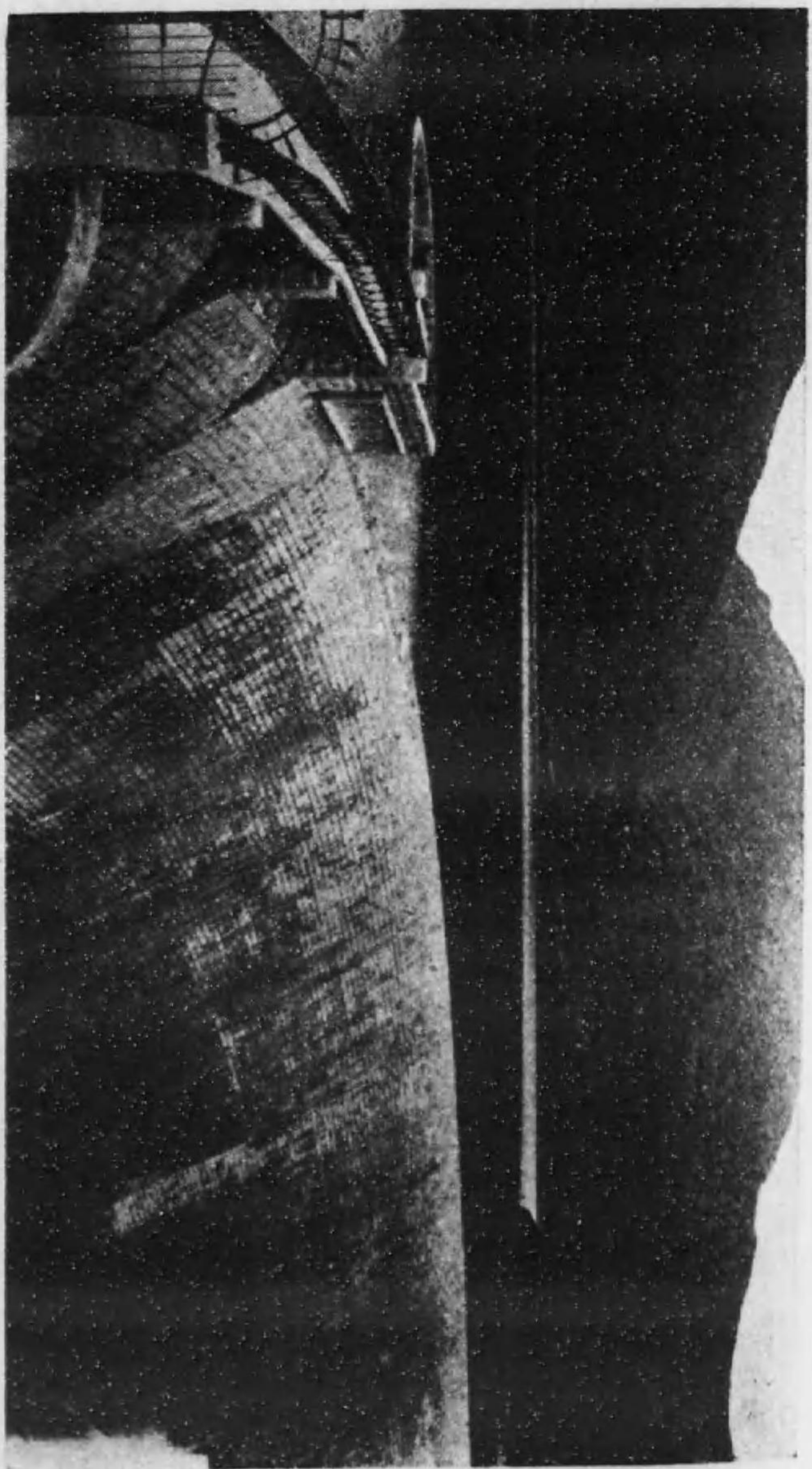
水利組合の目的 水利組合は官の監督を承け澗灌排水又は水害豫防を以て其の目的を爲す

●水利組合の区域及組合員 水利組合は組合事業の爲利益を受くる土地を以て其の区域を爲す而して灌溉排水を目的とする組合に在りては畚及畚をなさむとする畑若しくは未開墾土地等の所有者を以て組合員とし水害豫防を目的とする組合に在りては田畚堡の所有者及事業の爲利益を蒙る家屋其の他の工作物の所有者を以て組合員とし又國有未墾地の利用者を土地所有者と看做し組合員と爲す

●水利組合の設置合併分割又は廢止 水利組合の設置は組合員五人以上創立者として爲り組合規約を作り組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の区域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て朝鮮總督の認可を受くるを要す而して其の合併、分割又は廢止を爲さんとするときは組合員の同意を得朝鮮總督の認可を受けざるべからず

●水利組合の機關

一 組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲組合長を置き書記及技士をして其の事務を補助せしむ特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長、理事、出納役、技士長又は委員を置くことを得



(郡州全道北羅全)

池水野雅大合組利水沃益

二評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し組合規約の変更、組合の費用を以て支辨すべき事業、組合の豫算、組合費、夫役現品、使用料、加入金の賦課徴収、起債其の他重要事項の諮問機關とす評議員は組合員中より互選し道知事の認可を受くるを要し其の任期を四年とす

ホ水利組合の經費 水利組合は事業經營の爲毎年豫算を編成し經費を支辨す之が爲組合員に對し組合費を賦課す即ち灌漑排水を目的とする組合に在りては土地に對し水害豫防を目的とする組合に在りては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課す場合に依りては夫役現品を以て之に代へ又組合員以外の者も雖組合區域内に居住し其の利益を享くる者に對しては夫役を賦課す組合區域の擴張したる場合には新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徴収す其の他營造物に對し使用料を徴収し或は積立金を爲し起債等を爲すことを得

ヘ水利組合聯合會 組合區域の近接せる場合に於て用水引用の施設其の他に關し他の組合も共同行爲の必要上水利組合聯合會を設くることを得聯合會は法人とし其の事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずるものとす
ト水利組合の監督 水利組合の監督は第一次を府尹、郡守、島司第二次を道知事第

三次を朝鮮總督にす但し府尹、郡守又は島司組合長の職務を行ふ場合又は組合の區域數府郡に跨るべきは第一次を道知事、第二次を朝鮮總督にす又組合の區域二以上の道に亘るべきは第一次を朝鮮總督の指定したる道知事、第二次を朝鮮總督にす尙大正十三年十一月現在本組合數は五十七箇所にして組合區域總計七萬六千九百四十六町、事業費合計四千二百三十七萬五千六百八十二圓なり

第三節 府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ其の利子の凡五分の三は授産に其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救済の資に充つるの方針を以て事業を計畫し若は適切なる事業に對して補助を與へ洽く惠恤撫養の本義に副はしむること、なし來りしも大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し從來授産費に充てたる資金の一部を割きて新に社會救済に關する事業を行ふこととせり

授産事業は府郡島の實況を參照して選定せり之を概括すれば養蠶、機業、製絲、製炭、製

紙及水産其の他に關する傳習事業等を主たるものとす實業巡回教師の設置、農蠶業、水産業及各種工業に關する種苗、器具其の他材料等の配付亦此の財源に依りて概ね各地方に於て經營せらる傳習事業中比較的長期の養成を目的とする傳習所の數は各道を通じて毎年數十箇所其の生徒の數千數百人乃至二千數百人を算し事業開始以來を通計すれば約二萬人に達し短期簡易の傳習に至りては隨時各所に行はれて其の傳習を受くるもの亦數千人に及べり此等の傳習修了者は既に殆ど各方面に普及して巡回教師の指導、種苗器具の配付等と相俟て地方産業の改良を促し又は新なる物産の産出に従事する等著々効績を挙げつ、あり又教育事業に在りては普通教育の普及を圖る爲主として公立普通學校經費を補助し凶歉救済事業に在りては水旱害其の他の災害に際し食糧、種穀、農具、小屋掛材料給與等の方法に依りて救助を行ふも其の必要な年に於ては餘資を蓄積して他日の凶荒に備ふること、し社會救済事業として各道に於て計畫せる事項を擧ぐれば醫師の配置、貧民の救療及府面又は特志家の事業たる公設市場、勞働者宿泊所、浮浪人收容所、公設浴場、人事相談所、職業紹介所、育兒事業、住宅調節費等に對する補助等を其の主なるものとす

第四節 郷校財産

郷校財産は地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下附せられたるもの等より成れる公共的性質を有する財産にして殆ど大部分不動産に屬す現行郷校財産管理規程は大正九年六月の改正に係り從來大部分普通學校の經費に充て來りしを止め専ら文廟の維持に社會教化事業の施設に使用するの途を開き府尹郡守島司をして管理せしむるは従前に異らざるも其の使途に關しては儒林中より選出せる掌議の意見を聽きて之を定めしむることとし儒林をして自ら進んで儒道の本義を闡明し社會教化に努力するの氣運を養ひ以て民風作興の資に供せしめんことを期せり

第五章 社會事業

第一節 一般社會事業

●社會事業獎勵補助 ●感化救済及地方改良等の社會事業に對する本府の補助は大正十年以後に於て其の範圍を擴張し事務の發達を援助せり
 ●巡回講演 ●社會教化に關しては朝鮮語及朝鮮の習俗に精通し且社會教化に關し學識經驗を有する專任指導者を總督府に置き隨時地方に派遣して巡回講話を爲さしめ民風の改善、勤儉貯蓄、民力涵養乃至生活改善に關する獎勵を行ひつゝあり
 ●青年團の指導 ●朝鮮人青年團體指導者養成の趣旨を以て各道より青年團幹部三十餘名を選拔し第一回内地視察團を編成して内地に於ける優良農村並青年團體の着實なる活動狀況及都會地に於ける文化的施設を視察せしめたるが朝鮮青年の指導啓發及地方改良上効果尠なからざりしを以て近く第二第三の視察團派遣の豫定なり
 ●勤儉貯蓄の獎勵 ●農閑期を利用し藁、繩、吠、草鞋の製作及布織又は養蠶、養鶏に従

事せしめ或は冠婚葬祭の費用其の他の冗費を節して之を貯蓄せしめたるに效果見るべきものあり全部に亘りて一々數字を以て説明し難きも貯蓄及副業を目的とする稷、組合に就て見るに大正十年末現在に於て稷、組合數八千九百五十五稷、組合員數七十八萬八千三百八十六人を算し其の貯蓄額三百九十五萬四千圓に達せり

篤志者の表彰 大正三年以降面長、府面吏員、學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良にして他の模範たるべき者及産業、土木、教育、救濟其の他公共事業に功勞を有し地方の儀表たるに足るべき篤行者に就き本府に於て之を表彰するに共各道知事を以て表彰せしめ以て地方民心の作興に資せしめつ、あり

其の他の施設 輓近都會地に於ける住宅拂底の實況に鑑み京城及大邱に於ては府營住宅を建設し以て住宅難の緩和を圖れる外京城、平壤、大邱、群山及釜山に於ては公設市場を設け又平壤府に於ては公設浴場、理髮場、人事相談所、共同宿泊所及兒童相談所を設置し仁川府に於ては勞働者宿泊所、職業紹介所、大邱府に於ては共同洗濯場、新義州府に於ては勞働者宿泊所、職業紹介所、簡易食堂及共同洗濯場を經營し又全羅北道廳に於ては資金を貸與して低利の實業を營みつ、あり

小作問題 近時地主小作人間の爭議漸く複雑なるの傾向あり過般全羅北道及慶尙北道に於ては地主會を開き地主對小作人間の諒解を得せしめ相互の推讓に依りて其の爭議を未然に防止するに努めつ、あり

私營社會施設 民間有志者、布教團體、慈善團體に於て經營せる社會事業左の如し

社會事業連絡研究機關	二	施藥救療事業	四八
社會事業經營助成機關	二	窮民救助事業	二五
防貧事業	七八	出獄人保護事業	二六
兒童保護事業	二七	計	二一一
特殊教育事業	三		

第二節 濟生院

總督府濟生院は孤兒及盲啞者の教養を掌るものにして大正十三年九月末に於ける現在狀況左の如し

院 兒

養育部内現在の者

八〇人

被備中の者

四人

里預け中の者

五一

總計

一五六

農場收容中の者

二一

イ教育部 京城府の北部新橋洞に在り院兒宿舍は男女別に区分し部内施設の學校は普通學校の教科課程に準じ實科教育を主とする方針を執り修業年限を六箇年と定め學齡に達せる者に對して教育を施せり又就學年未滿の者には幼稚園教育を爲し盲啞者は濟生院盲啞部に、内地人は府内公立小學校に入學せしむ

ロ農場 京城を距るこみ約三里京畿道楊州郡盧海面に在り養育部の學科修了者中身體健康にして勞働に適する者は全部農作に従事せしめつゝあり大正十三年九月末日現在の農場收容兒數左の如し

十五歳以上 三人

十九歳以下 七人

十七歳以下 三

二十歳以上 八

總計

二一人

ハ盲啞部 盲啞者に對する特種教育の大正十三年九月末日に於ける現狀左の如し

盲 本 科 (修業年限 三箇年)

男 三〇人

女 二人

計 三二人

啞 本 科 (修業年限 五箇年)

四六

一一

五七

其の教育は専ら實用的方面に重きを置き盲生には鍼治及按摩を、啞生には裁縫を課せり

第三節 感化院

名稱 永興學校

本校は不良性を帯べる少年者を收容して之に感化教育を施す教化機關にして元永興灣海軍防備隊跡の土地建物の貸付を受け總督府に於て大正十二年十月一日より之を開設せり

現在收容者は三十八名にして内内地人二名他は全部朝鮮人なり學科は普通學校程度に依り之を課せる外各種の實科教授を爲し將來自活の途を與ふるここに努め居れり

第四節 救療機關

總督府の施設に係る慈惠救療の機關は總督府醫院を京城に道慈惠醫院を各道廳（京畿道を除く）所在地及水原、群山、順天、安東、濟州、小鹿島、楚山、江界、江陵、惠山嶺、城津、會寧、間島の各地に設け更に南原、馬山に出張所を置けり又國境對岸地方に於ては東間島に在る鮮人の救療を目的とせる龍井村間島慈惠醫院の外局子街、頭道溝及百草溝等には信用ある開業醫に救療を委託し僻陬地在住鮮人及鴨綠江對岸地方に於ける鮮人に對しては慈惠醫院巡回診療を施行し琿春地方に於ても亦同地の信用ある開業醫に救療を委託し以て朝鮮人救療の途を講ぜり

イ診療の成績 併合以來大正十二年十二月末日迄各醫院に於て取扱ひたる總患者數は一千五百八萬九千五百七十三人にして其の延人員實に三千三百四十五萬二百八十人の多きに達せり

大正十二年 朝鮮總督府醫院取扱患者

種別	患者			計	同上延人員	一日平均患者數
	内地人	朝鮮人	外國人			
總督府醫院	施 普	1,278,841	82,841	1,361,682	1,361,682	1,109,112
	計	1,111,111	88,888	1,200,000	1,200,000	1,000,000
道慈惠醫院	施 普	110,000	15,000	125,000	125,000	1,041,920
	計	110,000	15,000	125,000	125,000	1,041,920
計	施 普	1,388,841	97,841	1,486,682	1,486,682	1,109,112
	計	1,221,111	103,888	1,325,000	1,325,000	1,000,000

●巡回診療 從來施行せる慈惠醫院の臨時的出張の方法を改めて組織的巡回を試み醫員及補助員各一名を以て常時各郡を巡歴せしむることとし、せし以來其の成績極めて良好にして開始後大正十二年迄の總患者數人員九十六萬九千六百六十三、延人員四百三十六萬二百七十七人に達せり

大正十二年道慈惠醫院巡回診療取扱患者

種別	患者			合計	同上人員	一日平均患者數
	内地人	朝鮮人	外國人			
普通	1,101	308	1	1,410	1,111	77人
施療	1,101	1,299	1,272	3,672	1,111	222人
計	2,202	1,607	1,273	5,082	2,222	300人

備考 診療日數百九十八日

尙朝鮮總督府醫院に於ては内鮮人助産婦、看護婦を養成し其の大多數は官公私立醫院等に就職し皆相當の信頼を受けつ、あり其他各道廳所在地の慈惠醫院に於ても亦從來助産婦及看護婦を養成し大正九年よりは光州(大正十一年度限廢止)大邱、平壤、咸興慈惠醫院の四院に於て之を養成することに改む入學者の資格は小學校卒業程度となし内鮮人を共收し教育期間は二箇年其期間中毎月金二十圓の手當を支給せり又總督府醫院、大邱慈惠醫院及平壤慈惠醫院に在りては大正六年度より日本赤十字社朝鮮本部の委託に係る救護看護婦の養成に従事せり

第六章 教育

從來朝鮮に於ける内地人ニ朝鮮人との教育は其の系統を異にし明治四十四年に於て朝鮮教育令の發布を見たるも全く朝鮮人教育の爲に制定せられたるものにして内地人の教育は内地に準據して之を行ひたり然るも時勢の進歩は兩者の差別を撤廢して朝鮮に於ける教育を統一するの必要を認め大正十一年二月新に教育令の發布を見るに至り即ち普通教育に在りては國語を常用する者(主として内地人)ニ國語を常用せざる者(主として朝鮮人)との二種に分つも特別の事情ある場合は相互に其の入學を認むるの途を開き實業教育、専門教育、大學教育及師範教育に在りては内鮮人の共學を原則として新に教育系統を立て之を統一するに至れり

第一節 普通教育 附書堂及幼稚園

一 國語を常用する者の教育 朝鮮に於て國語を常用する者(主として内地人)の教育は明治十年釜山に於て小學教育程度の學校を設立したるを嚆矢とし其の後各地に學

校の増設を見明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數既に百二十に達したり是より先き明治四十二年統監府は小學校規則を發布し次で同四十三年三月統監府中學校官制及中學校規則を發布し併合の後總督府は更に同四十五年三月に於て朝鮮公立小學校同高等女學校、同實業專修學校及簡易實業專修學校官制並此等諸學校規則を發布し爾來之に準據して教育機關の擴張を講じ來たりしも大正十一年二月に至り新に朝鮮教育令の制定發布を見るに共に國語を常用する者の普通教育は小學校令、中學校令及高等女學校令に依るを原則とし内地に於ける教育に何等の差別なく修業年限、教科課程及編制等も亦略内地に同一にして互に入學轉學の聯絡を保たしめ又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の入學を認むることとせり

小學校一覽

大正十三年五月末日

道 名	學校數	學 務 數	教 員 數		生 徒 數	
			男	女	男	女
總計	1	111	12	11	10	113

道 名	學校數	學 務 數	教 員 數		生 徒 數	
			男	女	男	女
京 畿 道	1	111	12	11	10	113
忠 清 南 道	1	111	12	11	10	113
忠 清 北 道	1	111	12	11	10	113
全 羅 南 道	1	111	12	11	10	113
全 羅 北 道	1	111	12	11	10	113
慶 尙 南 道	1	111	12	11	10	113
慶 尙 北 道	1	111	12	11	10	113
黃 海 南 道	1	111	12	11	10	113
平 安 南 道	1	111	12	11	10	113
平 安 北 道	1	111	12	11	10	113
江 原 道	1	111	12	11	10	113
咸 鏡 南 道	1	111	12	11	10	113
咸 鏡 北 道	1	111	12	11	10	113
合 計	1	111	12	11	10	113

本表教員中には義務者を包含す以下教育に關する諸表皆同し

中學校一覽

大正十二年五月末日

學校名	設立年月	學級數	職員數	生徒數
京城第一中學校	明治四十二年五月	一八	一〇	八九三
京城第二中學校	大正二年四月	一〇	一〇	五八三
平壤中學校	同 五年四月	一〇	一〇	五八三
龍山中學校	同 七年四月	一〇	一〇	五八三
大田中學校	同 七年四月	一〇	一〇	五八三
大邱中學校	同 十年四月	一〇	一〇	五八三
元山中學校	同 十年四月	一〇	一〇	五八三
光州中學校	同 十二年四月	一〇	一〇	五八三
羅州中學校	同 十三年五月	一〇	一〇	五八三
計		九二	九二	五八三

高等女學校一覽

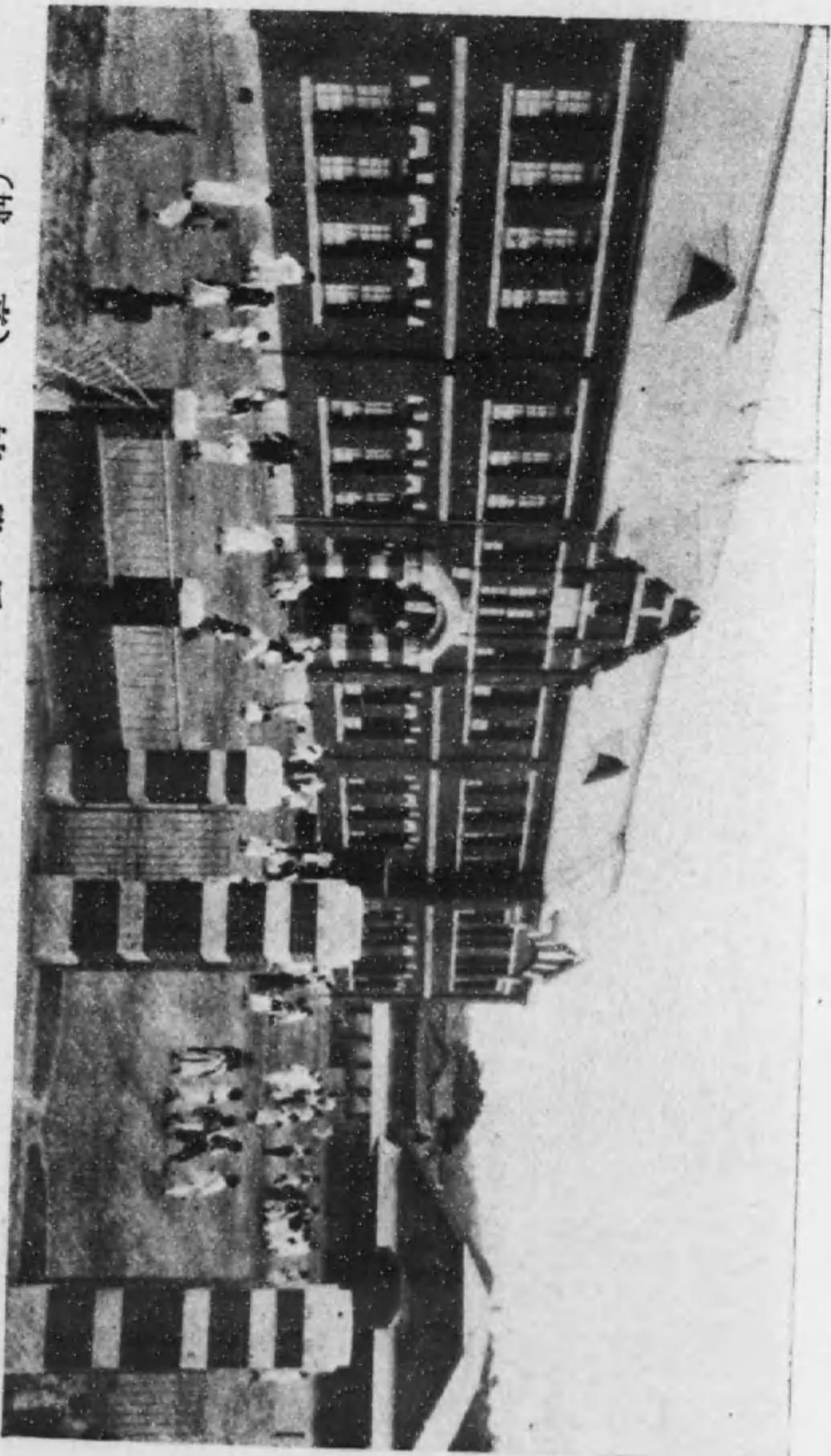
大正十三年五月末日

學校名	所在地	設立年月	學級數	職員數	生徒數	設立者
京城第一公立高等女學校	京城	明治四十一年四月	一七	一〇	八五三	京城學校組合
京城第二公立高等女學校	京城	大正十一年五月	一七	一〇	八五三	京城學校組合
仁川公立高等女學校	仁川	明治四十一年四月	一七	一〇	八五三	仁川學校組合
大邱公立高等女學校	大邱	大正五年四月	一七	一〇	八五三	大邱學校組合
釜山公立高等女學校	釜山	明治三十九年四月	一七	一〇	八五三	釜山學校組合
平壤公立高等女學校	平壤	大正二年四月	一七	一〇	八五三	平壤學校組合
鎮南浦公立高等女學校	鎮南浦	同 六年四月	一七	一〇	八五三	鎮南浦學校組合
木浦公立高等女學校	木浦	同 九年四月	一七	一〇	八五三	木浦學校組合
大田公立高等女學校	大田	同 十年四月	一七	一〇	八五三	大田學校組合
許山公立高等女學校	許山	同 十年四月	一七	一〇	八五三	許山學校組合
馬山公立高等女學校	馬山	同 十年四月	一七	一〇	八五三	馬山學校組合
元山公立高等女學校	元山	同 十年四月	一七	一〇	八五三	元山學校組合
羅南公立高等女學校	羅南	同 九年六月	一七	一〇	八五三	羅南學校組合
鎮海公立高等女學校	鎮海	同 十一年四月	一七	一〇	八五三	鎮海學校組合
清州公立高等女學校	清州	同 十二年四月	一七	一〇	八五三	清州學校組合
光州公立高等女學校	光州	同 十二年四月	一七	一〇	八五三	光州學校組合

學 校 名	所在地	設 立 年 月	學 級 數	職 員 數	生 徒 數	設 立 者
成興公立實科高等女學校	成興	大正十一年六月	二	一〇	九	成興學校組合
全州公立高等女學校	全州	同 十三年四月	二	七	九	全州學校組合
海州公立實科高等女學校	海州	同 十二年四月	二	九	三	海州學校組合
沙里院實科高等女學校	沙里院	同 十三年四月	一	六	六	沙里院學校組合
裡里高等女學校	益山	同 十三年四月	二	六	七	裡里學校組合
計			二二	三三	三三	

備考 大田、群山、馬山、元山は大正十年四月實科高等女學校より高等女學校に組織を變更す

二 國語を常用せざる者の教育 古來朝鮮の教育は儒學を主とし科擧に合格するを以て唯一の目的とし京城に成均館及東西南中の四學ありて一國の最高學府となり各府郡に郷校、各面洞に書堂ありて教育の機關を爲せり然るに明治二十七年科擧の制廢せらる、に及びて四學及郷校は遽に衰頽し次で明治二十八年韓國政府は新に教育制度を定めて小學校及中學校に關する規定を設け又師範學校及外國語學校を設置したりしも此等は悉く日本の制度を模倣したるものにして當時の民度に適合せざりしのみならず其



(城 京) 校 學 通 普 立 公 洞 校

の運用亦宜きを得ざりしを以て效果の見るに足るものなかりき既にして明治三十七年日韓協約の結果顧問政治の開始せらる、や學部に内地人參與官を置きて教育の刷新を講じ統監府の開かる、や其の指導の下に法令の改廢を行ひ普通學校、高等學校、高等女學校を増設して内地人教員を配置し新に教科書を編纂して教育上の新生面を開き併合と同時に總督府に於ては各般に亘りて制度の改革を行ひしも教育事業は國家百年の大計なるを以て時勢の趨嚮民度の實際を考察して慎重の研究を重ねるの必要上暫く從來の制度を存續し明治四十四年八月に至り初めて朝鮮教育令を發布し同十月各學校官制及規則を發布し十一月より之を實施したり爾來十年之に據りて朝鮮人教育を行ひしも時勢の進歩に向學心の旺盛は再び其の改正を要するに至り大正九年十一月一部の改正を行ひて普通學校の修業年限は六箇年を以て原則となし高等普通學校に二箇年以内の補習科を置くことを得せしめ更に教育調査會の決議に基き大正十一年二月朝鮮教育令を發布して學制全般に亘りて大刷新を行ふと共に新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制並普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校の各規程を制定し又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校、中學校、高等女學校に入學し得るこ

同じく内地人にして普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校に入學するを得せしめ一視同仁の聖旨に依りて内鮮人の差別教育を撤廢するを本旨とするに至れり然も内地人に朝鮮人は風俗習慣自ら其の趣を異にするものあるを以て國語を常用せざる者(朝鮮人)の教育に於ては此等の事情に鑑みて教科目其他に若干の特例を設け大に教育機關の擴張を圖りたる結果併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎざりしも今や一千八十七校に上り約三十六萬一千の生徒を有するに至れり而して此等の學校は從來併合の際下賜せられたる臨時恩賜金利子を基礎として國庫及地方費の補助基本財産收入、授業料等を以て其の維持に充當せられ尙必要ある場合は設立區域内に於ける朝鮮人に經費の負擔をなさしめしも學校の増設及修業年限の延長に伴ふ負擔關係を整理するの必要を認め學制の一部改正と共に朝鮮學校費令を制定して大正九年十月より之を施行せり

公立普通學校一覽

大正十三年五月末日

道名	學校數	學級數	教員			生徒	
			内地人	朝鮮人	計	男	女
京畿道	111	2,211	222	1,011	1,233	2,211	1,011
忠清北道	86	1,211	111	1,100	1,211	1,211	1,100
忠清南道	86	1,211	111	1,100	1,211	1,211	1,100
全羅北道	86	1,211	111	1,100	1,211	1,211	1,100
全羅南道	86	1,211	111	1,100	1,211	1,211	1,100
慶尙北道	103	1,211	111	1,100	1,211	1,211	1,100
慶尙南道	119	1,211	111	1,100	1,211	1,211	1,100
黃海道	80	1,211	111	1,100	1,211	1,211	1,100
平安北道	86	1,211	111	1,100	1,211	1,211	1,100
平安南道	86	1,211	111	1,100	1,211	1,211	1,100
江原道	86	1,211	111	1,100	1,211	1,211	1,100
咸鏡北道	86	1,211	111	1,100	1,211	1,211	1,100
咸鏡南道	86	1,211	111	1,100	1,211	1,211	1,100
合計	1,086	21,138	1,202	10,867	12,069	10,867	12,069

官立高等普通學校一覽

大正十三年五月末日

學校名	所在地	創立年月	學級數	職員數		生徒數
				内地人	朝鮮人	
京城第一高等普通學校 師範科 本科	京城	明治四十四年十一月	110	20	2	228
平壤高等普通學校 師範科 本科	平壤	明治四十四年十一月	11	2	1	112
大邱高等普通學校 師範科 本科	大邱	大正五年五月	11	3	2	119
咸興高等普通學校 師範科 本科	咸興	大正七年四月	10	8	2	120
全州高等普通學校 師範科 本科	全州	大正八年四月	9	11	3	119

備考 公州高等普通學校大正十二年四月公立高等普通學校より昇格したるものとす

學校名	所在地	創立年月	學級數	内地人	朝鮮人	計	生徒數
京城第二高等普通學校	京城	大正十年五月	11	11	2	13	246
新義州高等普通學校	新義州	大正十年五月	8	7	2	9	111
光州高等普通學校	光州	大正十一年四月	9	9	2	11	189
東萊高等普通學校	東萊	大正十一年四月	8	9	2	11	195
鎭城高等普通學校	鎭城	大正十一年四月	6	3	1	4	295
海州高等普通學校	海州	大正十一年四月	6	3	1	4	238
公州高等普通學校	公州	大正十一年四月	6	3	1	4	236
清州高等普通學校	清州	大正十二年五月	10	10	1	11	110
春川高等普通學校	春川	大正十三年四月	11	1	1	2	100
合計			113	121	15	136	2,019

官立女子高等普通學校一覽

大正十三年五月末日

學校名	所在地	創立年月	學級數	職員數		生徒數
				内地人	朝鮮人	
京城女子高等普通學校	京城	明治四十一年四月	9	20	3	258

學校名	所在地	創立年月	學段數	師範		計數	生徒數
				本	師範學校		
師範學校二部女子講習科				一	一	一	一
平塚女子高等普通學校	平塚	大正三年五月		一	一	一	一
合計				二	二	二	二

私立高等普通學校一覽

學校名	所在地	創立年月	學段數	內地人		計數	生徒數
				內地人	朝鮮人		
私立養正高等普通學校	京城	大正二年四月		九	八	一	一
私立培材高等普通學校	京城	同		四	二	一	一
私立普賢高等普通學校	同	同		六	二	一	一
私立徽文高等普通學校	同	同		四	二	一	一
合計				二	二	二	二

大正十三年五月末日

私立女子高等普通學校一覽

學校名	所在地	創立年月	學段數	內地人		計數	生徒數
				內地人	朝鮮人		
私立中央高等普通學校	同	同		三	三	一	一
私立松都高等普通學校	同	同		六	六	一	一
私立高敞高等普通學校	同	同		一	一	一	一
私立光成高等普通學校	同	同		二	二	一	一
合計				二	二	二	二

大正十三年五月末日

三 書堂 書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟の唯一教育機關にして一洞又は個人或は教師自らの設立に係り初等の漢文習字等を教授し極めて不完全なる教育を施せるも其の數各道に亘りて頗る多く遽かに廢止する能はざる事情あるを以て弊害なき限り之を存置し來れり然も近來普通教育の普及に伴ひ往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り大正六年書堂取締規則を發布し當事者をして書堂の名稱、位置、兒童數、維持方法、教科用圖書等の届出をなさしめ其の取締を行へり

道	書堂數	教員數	生		計
			男	女	
京畿道	1,267	2,081	2,528	287	2,815
忠清道	821	898	7,217	22	7,239
全羅道	1,133	1,180	10,274	22	10,296
全北道	1,032	1,091	10,232	121	10,353
尚州道	1,278	1,881	2,922	27	2,949
慶尚道	1,127	1,323	12,721	20	12,741
合計					

大正十三年三月末日

道	書堂數	教員數	生		計
			男	女	
京畿道	1,267	2,081	2,528	287	2,815
忠清道	821	898	7,217	22	7,239
全羅道	1,133	1,180	10,274	22	10,296
全北道	1,032	1,091	10,232	121	10,353
尚州道	1,278	1,881	2,922	27	2,949
慶尚道	1,127	1,323	12,721	20	12,741
合計					

第二節 實業教育及專門教育

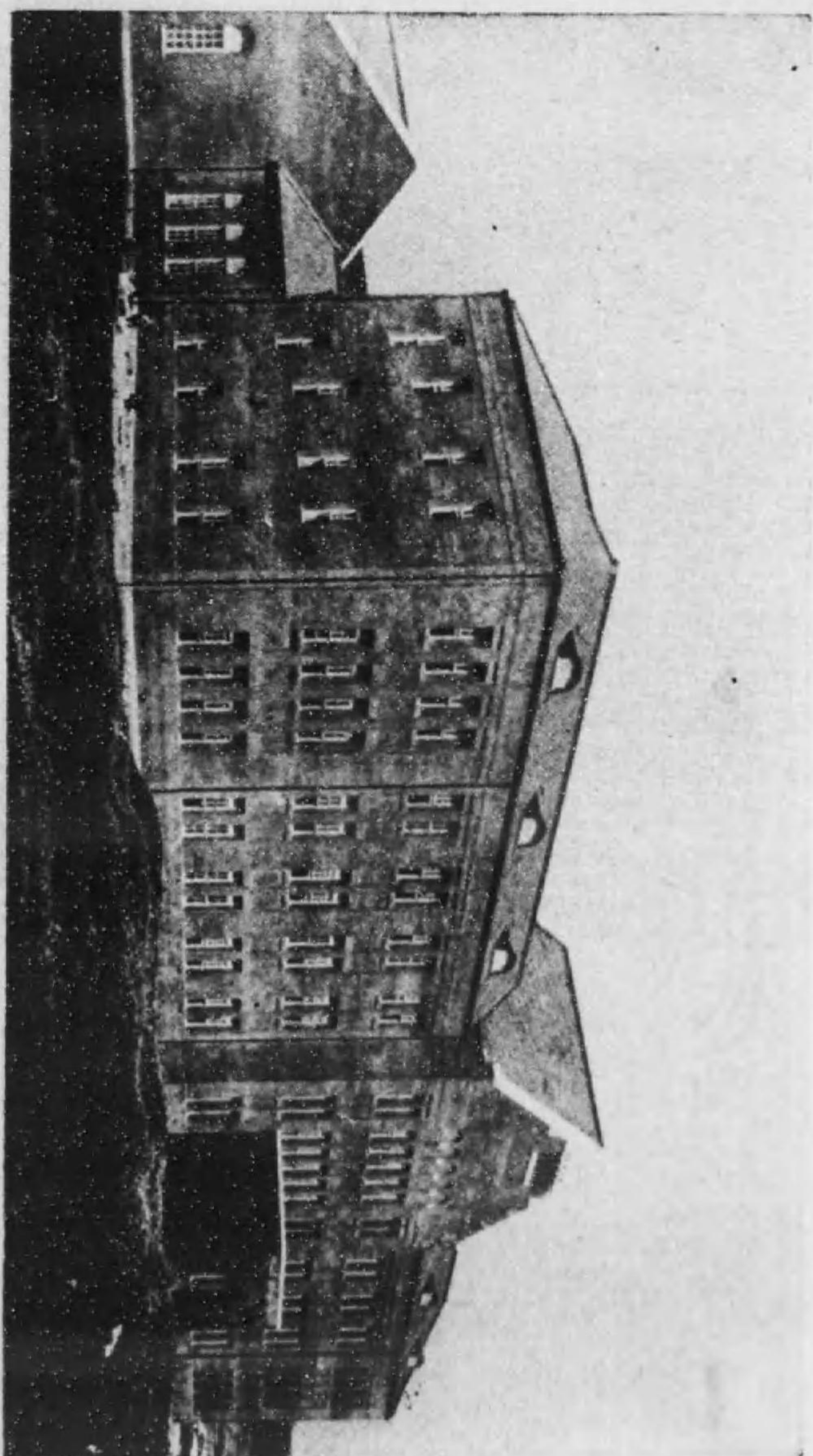
實業及專門教育は併合以前既に二三の商業學校並農業學校等あり其の公立に屬するものは内地に於ける同程度の學校に準據して別に法令の規定なかりしも明治四十四年十月始めて朝鮮人教育に關する實業學校規則及朝鮮公立實業學校官制を發布し次で四十

五年三月内地人教育の爲め朝鮮公立實業學校官制並朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則の發布を見大正十一年二月新教育令の發布と共に實業教育、專門教育、大學教育並其豫備教育は内鮮人の共學を原則とし實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し專門教育及大學教育並其豫備教育は專門學校令又は大學令に依ること、爲したるも大學に在りては先づ其の豫科を設置し高等學校の制度は當分に之を採用せざることに定めたり近來普通教育の普及に伴ふて實業及專門の教育亦隨ふて勃興し其の教育機關たる諸學校は大正十一年四月新教育令の實施以來入學資格、修業年限、學科程度等全く内地に於ける專門學校と異なる所なし

官立專門學校一覽

學校名	所在地	創立年月	學級數	職員數			生徒數
				内地人	朝鮮人	計	
京城帝國大學豫科	清涼里	大正十三年五月	四	一	一	二	
京城法學專門學校	京城	大正十一年四月	三	一	一	二	
京城醫學專門學校	同	同	二	一	一	二	
京城高等工業學校	同	同	八	一	一	二	

大正十三年五月末日



(里涼清郡陽高道畿京) 部一の舎校科豫學大國帝城京

官立實業學校一覽

大正十三年五月末日

備考 右の外番令に依り存続する私立延殖專門學校あり

學 校 名	所 在 地	創 立 年 月	學 級 數	職 員 數	生 徒 數
セブラス聯合 醫學專門學校	京 城	大正十一年五月	五	十四	六
延殖專門學校	京 城	同 六年四月	二	三	一六
普通專門學校	京 城	同 十一年四月	三	七	一八一
合 計			十	二十二	一九六

私立專門學校一覽

大正十三年五月末日

京城高等商業學校	同	同 十一年四月	六	一三	二四
水原高等農林學校	水 原	同 十一年四月	七	一	一九
合 計			十三	一四	四三

學校名	所在地	創立年月	學級數	職員數	生徒數
京城工業學校	京城	明治四十年二月	二	元	102
裡里農林學校	裡里	大正十一年四月	六	二	116
合計			八	二	218

公立農業學校一覽

大正十三年五月末日

學校名	所在地	創立年月	學級數	職員數			生徒數
				內地人	朝鮮人	計	
京城公立農業學校	高陽	大正七年五月	三	10	二	12	119
濟州公立農業學校	濟州	明治四十四年六月	三	三	三	九	112
忠清南道公立農業學校	公州	明治四十三年九月	三	三	三	九	110
全州公立農業學校	全州	明治四十三年五月	三	二	二	八	121

井邑公立農業學校	井邑	明治四十三年五月	三	二	二	七	內鮮	126
光州公立農業學校	光州	同四十二年六月	三	二	二	七	內鮮	129
濟州公立農業學校	濟州	大正九年十一月	三	二	二	七	內鮮	129
大邱公立農業學校	達城	明治四十三年五月	三	二	二	七	內鮮	129
尙州公立農業學校	尙州	大正十年四月	三	二	二	七	內鮮	129
晉州公立農業學校	晉州	明治四十三年四月	一	一	一	三	內鮮	111
密陽公立農業學校	密陽	大正十三年四月	一	一	一	三	內鮮	111
沙里院公立農業學校	沙里院	同十三年四月	一	一	一	三	內鮮	111
平壤公立農業學校	大同	明治四十三年四月	三	二	二	七	內鮮	111
安州公立農業學校	安州	大正三年四月	三	二	二	七	內鮮	119
義州公立農業學校	義州	明治四十四年七月	三	二	二	七	內鮮	120
寧邊公立農業學校	寧邊	明治四十四年五月	三	二	二	七	內鮮	119
春川公立農業學校	春川	同四十四年三月	三	二	二	七	內鮮	117
咸興公立農業學校	咸興	同四十四年十一月	三	二	二	七	內鮮	124
北青公立農業學校	北青	同四十四年十一月	三	二	二	七	內鮮	124
鎮城公立農業學校	鎮城	大正七年四月	三	二	二	七	內鮮	124

學校名	所在地	創立年月	學級數	職員		生徒數
				內地人	朝鮮人	
合計	一〇		七	三	一三	內鮮 二,一八八

公立商業(商工)學校一覽

大正十三年五月末日

學校名	所在地	創立年月	學級數	職員		生徒數
				內地人	朝鮮人	
仁川公立商業學校	仁川	明治四十五年四月	三		三	內鮮 六三
仁川附公立商業學校	同	同 四十四年四月	八		八	內鮮 三三
京城公立商業學校	京城	大正十年四月	七		七	內鮮 六六
開城公立商業學校	開城	同 八年四月	三		三	內鮮 二七
江景公立商業學校	論山	同 九年五月	三		三	內鮮 二七
本浦公立商業學校	本浦	同 九年六月	三		三	內鮮 二七
合計			三〇		三〇	內鮮 二,一八八

學校名	所在地	創立年月	學級數	職員		生徒數
				內地人	朝鮮人	
釜山第一公立商業學校	釜山	大正十二年三月	一〇		一〇	內鮮 七二
釜山第二公立商業學校	同	明治四十二年四月	六		六	內鮮 三三
咸興公立商業學校	咸興	大正九年四月	三		三	內鮮 九六
馬山公立商業學校	馬山	同 十一年四月	三		三	內鮮 一〇八
元山公立商業學校	元山	同 十年四月	三		三	內鮮 九八
會寧公立商業學校	會寧	同 九年六月	三		三	內鮮 二二八
鎮南浦公立商工學校	鎮南浦	同 五年四月	八		八	內鮮 一九〇
京畿公立商業學校	京城	同 十二年五月	四		四	內鮮 一〇八
大邱公立商業學校	大邱	同 十年二月	四		四	內鮮 九六
新義州公立商業學校	新義州	同 十年四月	三		三	內鮮 二二
合計			五三		五三	內鮮 一,八三〇

私立商業學校一覽

學校名	所在地	創立案月	學級數	職員數	生徒數
私立善隣商業學校	京城	明治四十年四月			內 四二
私立開城學堂商業學校	京城	大正八年十二月			內 二八
私立附大門商業學校	京城	同 十一年四月			內 九六
合計			二	八	內 一四二

大正十三年五月末日

公立水產學校一覽

學校名	所在地	創立案月	學級數	職員數	生徒數
麗水公立水產學校	麗水	大正十年四月	三		內 八〇
群山公立水產學校	群山	同 十一年四月	二		內 一四
納營公立水產學校	納營	同 十一年四月	二		內 一四
龍平公立水產學校	龍平	同 十二年四月	二		內 一四
合計			九	一	內 一〇八

大正十三年五月末日

公立實業補習學校

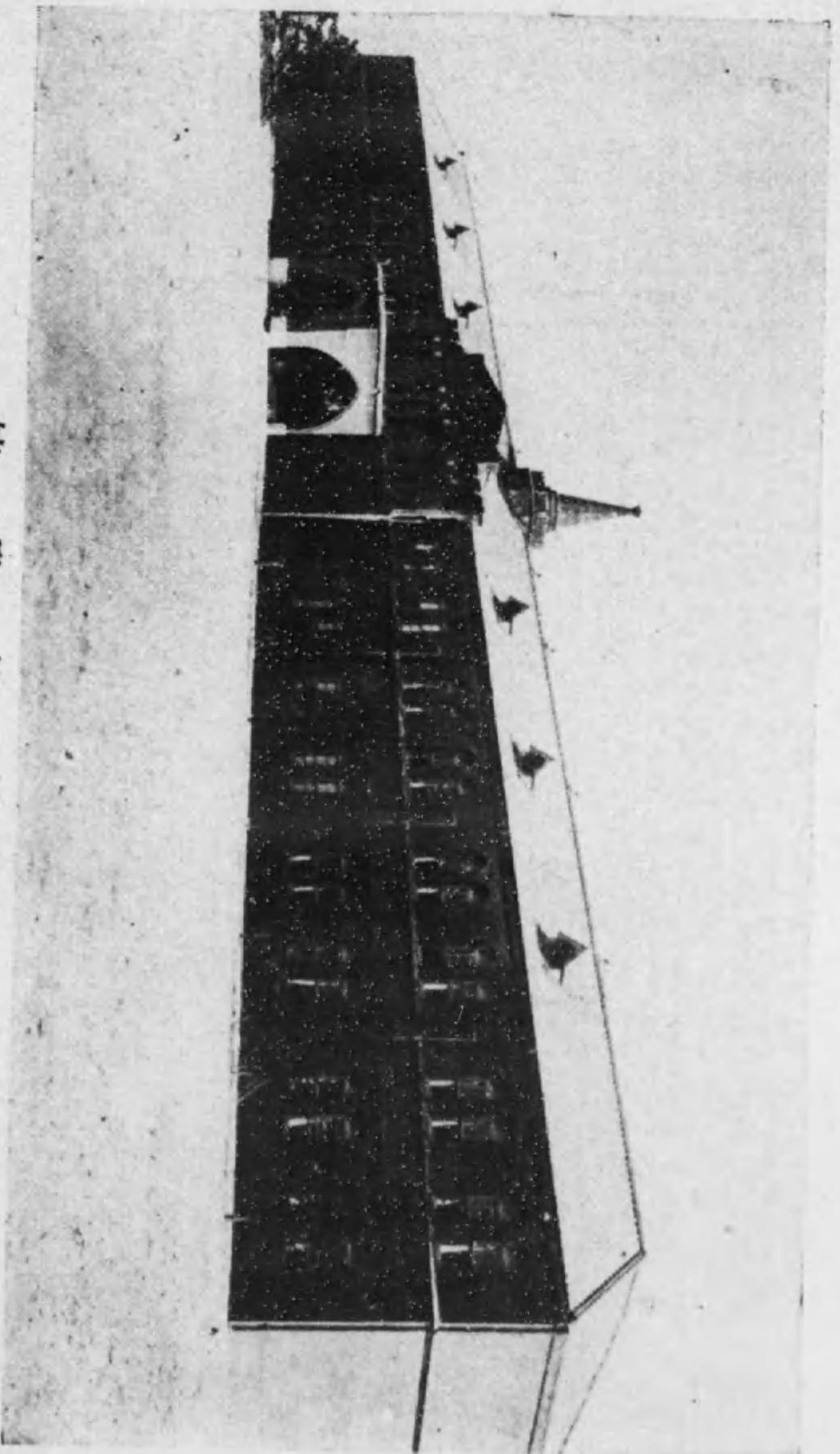
種別	道名	學校數	學級數	職員數		生徒數
				內地人	朝鮮人	
農	京畿道	四	七	八	三	一四二
農	黃海道	一	一	三	一	二二
農	咸鏡道	一	一	二	一	二二
商	京畿道	三	三	四	七	一四六
商	忠清道	一	二	四	一	二〇
商	全羅道	一	二	四	一	二〇
商	全羅道	一	二	四	一	二〇
商	全羅道	一	二	四	一	二〇
合計		八	一八	三〇	一七	一八二

大正十三年五月末日

種別	工業					學校數	學級數	職員		計數	生徒數
	京道	全羅北道	慶尙南道	黃海道	平安北道			内地人	朝鮮人		
道名	京道	全羅北道	慶尙南道	黃海道	平安北道	一	二	二	一	三	二
合計	一	二	二	二	二	一	二	三	一	六	二
内地人	一	二	二	二	二	一	二	三	一	六	二
朝鮮人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計數	二	三	三	三	三	二	三	四	二	七	三
生徒數	六	三	三	三	三	一	二	三	一	六	二
合計	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

第三節 師範教育

師範教育は京城第一、平壤、大邱、咸興の各高等普通學校及京城、平壤の各女子高等



京城師範學校

普通學校に修業年限一箇年の師範科を置くの外京城女子高等普通學校に師範學校第二部女子演習科を附設して普通學校の教員たるべき者を養成し又京城師範學校を特設して普通學校又は小學校の教員たるべき者を養成せり師範科は元來朝鮮人教員養成機關として特設したるものなるも師範學校及師範學校女子演習科は共學を本體とし朝鮮人にして相當の資格を有し入學試験に合格したる者には其の入學を許すこと、なれり本教育は他の教育機關の努めて内地に於ける同種機關と同一ならしむるを期せしに拘らず朝鮮の現狀に鑑みて内地に比し少しく入學資格を低下し修業年限を延長する等特種の施設をなし又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも師範學校は官立の外道地方費の經營に限りて之が設立を認むること、なし現に各道に各一公立師範學校の設あるのみ

官立師範學校一覽

大正十三年五月末日

學 校 名	所 在 地	設 立 年 月	學 級 數	職 員 數	生 徒 數
京城師範學校	京 城	大正十年四月	二	30	鮮内 242 滿 14

公立師範學校一覽

大正十三年五月末日

學校名	所在地	設立年月	學級數	職員數	生徒數
京畿道公立師範學校	京城	大正十二年五月	特 三	四	內 一〇八
忠清北道公立師範學校	清州	同十二年四月	特 二	三	內 六一
忠清南道公立師範學校	公州	同十一年四月	特 二	二	內 四
全羅北道公立師範學校	全州	同十二年四月	特 一	三	內 四
全羅南道公立師範學校	光州	同十二年四月	特 一	七	內 四

學校名	所在地	設立年月	學級數	職員數	生徒數
慶尙北道公立師範學校	大邱	大正十二年三月	特 二	二	內 一八
慶尙南道公立師範學校	晉州	同十二年四月	特 一	一〇	內 八
黃海道公立師範學校	海州	同十二年四月	特 二	三	內 九
平安南道公立師範學校	平壤	同十二年四月	特 一	八	內 一
平安北道公立師範學校	新義州	同十二年四月	特 一	七	內 一〇
江原道公立師範學校	春川	同十二年四月	特 三	九	內 九
咸鏡南道公立師範學校	咸興	同十二年四月	特 二	九	內 七

年々増加し來り一人に對する給與年額は六百五十圓以内とし此の外尙ほ旅費、治療費等をも給し來りしも大正十一年度よりは一人に對する給與年額を三百六十圓以内に減じ人員を増加派遣すること、せり此等學生の保護監督に關しては從來東京に朝鮮留學生監督を置き之に當らしめたりしも大正九年度よりは擧げて東洋協會に委託し同會に於ては朝鮮留學生監督部を設け寄宿舎を置きて其の止宿に便せり又從前の留學生規程は大正九年十一月之を廢止し且留學生なる名稱を改めて在内地朝鮮留學生と稱し其の歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へ官公吏、教員等に採用し又は銀行會社等に斡旋就職せしむる等以て無爲徒食の者なからしめむことを期せり

第五節 經學院

經學院は朝鮮總督監督の下に經義を講し風化を補くるを以て其の目的を爲し曩に下賜せられたる臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし其の利子を以て之が維持に充つるの外毎年總督府より六千餘圓を補助すること、せり本院には大提學、副提學、祭酒、司成等の職員を置き院務を處理せしめ又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士となし毎年春

秋二回文廟の釋奠を嚴修し尙一昨年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活せり本院の事業は月次講筵を開き或は職員を地方に派遣して臨時講演を催し毎年數回經學院雜誌を發刊して汎く之を頒布し各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等常に施政の方針に獎勵し彝倫の扶持人心の啓發に努めつゝあり

第六節 教科用圖書

總督府に於ては普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校、實業學校等の教科用圖書を供給し教育勅語の御趣旨を奉體して國民性格を養成し兼ねて國語に習熟せしめ日用必須の知識技能を授くるの目的を以て教科用圖書の編纂を爲しつゝあり
普通學校教科書は國語學習の便を計り第一學年より第四學年までは第四學年用國語讀本の外總て表音的假名遣を用ひ第五、六學年に在りては尋常小學校第五六學年用の教科書を使用せしめて内地と同一にし地理、歴史に限り別に本府に於て補充教材を出版して併用せしめ又朝鮮語科に對しては本府に於て普通學校及高等普通學校にも朝鮮語及漢文讀本を編纂して之を使用せしむるは勿論別に普通學校修身書、同農業書の朝鮮

譯文を作り之が材料は修身書、國語讀本等に於ては内地人例話内地事物を探りて國民性の陶冶に資するも又務めて朝鮮に於ける模範的人物に關する例話を掲げ且理科書、農業書等に於ては努めて朝鮮に關する事項を撰びて實用に便せむことを期せり。内地人教育を目的とする小學校教科書は國定教科書を使用す。雖朝鮮は内地事情を異にするものあるを以て其の教材に就き補充教授を爲すの必要を認め目下該教科書の編纂中に在り同書は尋常小學校補充教本と題し大正九年度に於て已に其の第一、二卷同十年度に於て第三卷を出版せり又尋常小學校に農業科を課するの規定なるを以て大正六年三月尋常小學農業書を出版し翌七年三月更に高等小學農業書を出版したり尙教科書の調査に關しては大正九年十一月教科書調査委員會を設け政務總監を以て委員長となし委員は總督府及所屬官署の官吏及學識經驗ある者より選任せり。

第七章 財政及經濟

第一節 財政

一 歲計

韓國政府時代に於ける財政は紊亂其の極に達し明治卅七年十月財政顧問の設置ありて銳意稅制財政の刷新を圖りしも積弊の由つて來たる所容易に掃清する能はず其の後統監府の設置せらるゝに及び明治四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張、各種事業の發展に伴ひ歳出著しき増加の傾向を來たし到底其の支出を辨じ難きを以て帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百廿三圓を無利子無期限を以て貸附したり然も併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すこと能はざるに因り明治四十四年以降中央政府の一般會計より一千二百三十五萬圓の補充を仰ぎて應急の策を講じ爾後諸般の事業を整理して經費を節約し大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ更に大正三年度以降五箇年

を期して朝鮮特別會計の獨立計畫を實行せむが爲一方に於て諸般制度の整理を行ひ行政費を節約し他方に於ては産業獎勵の必要上確實なる財源を求むるの爲諸税の増徴並新設を行ひ大正八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がざることをしたるも警察制度の改革其他諸般行政の刷新に伴ひ再び補充金を要するに至り大正九年度に於て一千萬圓同十年度に於て千五百萬圓同十一年度に於て千五百九十一萬七千八百二十五圓同十二年度に於て千五百拾貳萬參千九百拾四圓同十三年度に於ては豫算踏襲の爲前年度と同額の補充を受くるに至れり

朝鮮總督府特別會計歳入歳出

年 度	入			出		
	經常	臨時	合計	經常	臨時	合計
明治四十三年度 特別會計 三年度 豫算	11,933,200 78,232	10,366,200	22,299,400	9,926,930	8,330,500	18,257,430
大正十一年度	101,547,180	75,227,100	176,774,280	1,243,241	1,530,113	2,773,354

豫算 大正十二年度 99,931,200
大正十三年度 101,366,200

本表 明治四十三年度は同年十月一日朝鮮總督府特別會計設置以後にして平壤鐵業所特別會計歳入歳出を併算せり、豫算豫算は八月二十九日より九月二十日迄の歳入歳出なり

朝鮮總督府特別會計歳入歳出豫算科目別

科 目	(一) 歳 入	
	大正十三年度	同 二 年 度
一、朝鮮歳入	101,366,200	99,931,200
一、租 税	56,199,700	54,755,100
一、地 所 得 税	1,248,900	1,232,700
二、取 引 所 税	1,155,200	917,000
三、酒 税	5,398,800	5,120,000
四、酒 税	8,186,800	7,611,400

科	目	大正十三年度	同十二年度	同十一年度
常	六、煙草耕作稅	433,680	428,500	422,910
	七、砂糖消費稅	1,899,160	1,788,930	1,751,160
	八、關稅	7,766,186	7,000,000	10,328,192
	九、噸稅	32,500	15,880	19,000
	一〇、出港稅	40,101	35,370	30,000
	一一、朝鮮銀行券發行稅	330,000	330,000	330,000
	一二、印紙收	9,588,187	9,525,270	9,526,250
	一三、驛屯賭收	1,738,151	2,129,000	2,035,100
	一四、官業及官有財產收	33,435,813	33,489,600	33,128,400
	一、教科書收	28,500	29,370	28,100
	二、學費收	27,366,910	27,288,591	27,221,190
	三、度量衡收	30,000	30,000	30,000
	四、林野收	22,000	22,000	22,000
	五、囚徒工錢及製作收	1,100,000	963,800	890,000
六、營林廠收	3,547,730	3,786,000	3,880,000	
七、郵便電信及電話收	3,300,000	3,100,000	3,000,000	

部	區	部	歲入總計	同十二年度	同十一年度
部	一、官有物補下代	八、南滿洲鐵道株式會社	10,833,401	12,007,000	12,893,330
	二、補充金	九、株式配當金	2,200,000	2,200,000	2,200,000
	三、一般會計受入金	一〇、官有物貸下料	2,200,000	2,200,000	2,200,000
	四、公債	印刷所收	1,581,100	1,050,000	940,000
	五、公債	五、雜收	2,200,000	2,200,000	2,200,000
	六、前年度剩餘金繰入		10,000,000	10,000,000	10,000,000
	七、事業費資金借入金		2,200,000	2,200,000	2,200,000
合			10,833,401	12,007,000	12,893,330

科	(二) 歲出		
	大正十三年度	同十二年度	同十一年度
一、李王家歲費	1,800,000	1,800,000	1,800,000
二、總督府	7,085,940	7,191,603	7,103,130
三、裁判監獄及共託費	2,109,127	2,435,103	2,177,079
四、地方	3,967,333	3,359,109	3,599,442
五、諸學	2,940,982	2,683,246	2,368,330
六、圖書	33,327	20,261	0
七、警察官講習所	371,633	371,638	390,333
八、稅關	1,105,108	1,089,045	1,835,447
九、勸業模範場	320,520	342,399	323,933
十、獸疫血清製造所	229,055	278,918	335,133
十一、中央試驗所	239,300	250,338	232,218
十二、水產試驗場	133,280	133,288	130,975
十三、林業試驗場	133,281	133,298	130,315

部	歲出		
	大正十三年度	同十二年度	同十一年度
十四、專賣局	18,999,911	17,888,135	17,222,333
十五、營林費	2,923,111	3,101,717	3,180,000
十六、遞信院	11,810,333	11,268,230	10,711,333
十七、感化院	0	0	0
十八、諸支出	1,000,000	935,222	935,222
十九、國庫整理基金	3,568,881	3,779,733	3,000,000
二十、特別會計及衛生院	1,333,333	1,000,000	1,220,000
二十一、豫備金	10,000,000	10,000,000	10,000,000
合計	10,000,000	10,000,000	10,000,000
一、朝鮮部除費	10,000,000	10,000,000	10,000,000
二、高等土地調查委員會費	0	0	0
三、林野調查委員會費	0	0	0
四、調查及試驗費	1,333,333	1,333,333	1,333,333
五、補助費	9,666,667	8,666,667	8,666,667
六、營林費	2,923,111	3,101,717	3,180,000
七、土木費	1,333,333	1,333,333	1,333,333

科	目	大正十三年度	同十二年度	同十一年度
時	八、鐵道建設及改良費	10,000,000	18,000,000	10,000,000
	九、鹽田擴張費	331,221	110,000	4,344,414
	十、砂防工事費	50,614	100,000	100,000
	臨時外國行諸費	0	0	100,000
	十一、軍用地買收費	110,000	1,100,000	1,110,000
	十二、金銀組合費	0	114,000	114,000
	十三、地籍整理及測量費	104,441	104,441	104,441
	十四、教員學生海外派遣費	14,400	14,400	14,400
	十五、臨時朝鮮語翻譯費	110,000	110,000	110,000
	十六、耕地改良及擴張費	1,233,333	1,233,333	1,233,333
	十七、臨時特別手當	1,100,000	1,100,000	1,100,000
	面金被害補償補助	0	0	10,000
	十八、對在外朝鮮人施設費	9,377	21,094	21,094
	十九、臨時警防費	1,434	1,434	1,434
	二十、煙草專賣創業費	0	1,000,000	1,000,000
	二十一、災害費	1,434	1,434	1,434

部	計	1913	1912	1911
平和記念會出品費	0	0	0	20,000
民通副本印刷費	0	4,344	4,344	4,344
朝鮮史編纂費	331,221	331,221	331,221	331,221
露國遊歴民教養費	0	110,000	110,000	110,000
退職特別費	0	0	0	0
金及歸郷旅費	50,614	50,614	50,614	50,614
合計	1,014,114	1,547,349	1,547,349	1,547,349

二 朝鮮總督府特別會計所屬國債

大正十三年九月末日現在國債額は二億五千三百九十一萬一千四百六十三圓にして内起業資金公債及第一回四分利公債千四百一萬六千餘圓は舊韓國政府の起債に係り道路修築、海關工事、水道工事、金融及官業の資金、土地調査、教育及衛生設備等に使用し早害救濟費一時借入金五百萬圓を除く其の他の國庫債券及借入金二億三千四百八十九萬餘圓は朝鮮總督府特別會計設定後朝鮮事業公債法に依り起債したるものにして鐵道の建設及改良、道路の修築、海關工事等の諸費を支辨し大正九年度に於ては醫院新營

警察官署新營、警備電話擴張、監獄新營、鹽田擴張及平壤礦業所擴張等の諸費に使用するものなりしも大正十年度に於ては更に煙草專賣創業費をも支辨し大正十一年度及大正十二年度に於ては電信電話整備費及砂防事業費をも支辨することゝなれり

國債現在高 (圓)

大正十三年九月現在

種別	金額	借入又は發行年月	利率	年期限	償還期限	摘要
第二起業資金債	一三,九百,九百	明治四十一年十二月	年六分五厘	十箇年	大正二十二年十二月	日本興業銀行より借入
第一回五分利公債	一,〇三三,六五〇	大正二年三月	年四分	十箇年	大正十九年二月	起業公債と
さ號五分利公債	六,〇一〇,〇〇〇	自大正十一年	年五分	五箇年	大正十六年六月	
ゆ號五分利公債	八九六,〇〇〇	大正十二年五月	同	五箇年	大正十七年七月	
を號五分利國庫債券	一九六,九百	大正十年四月	同	同	大正十七年十二月	
け號同	八,五八八,九百	大正十一年三月	同	同	大正十六年九月	
き號同	一五,五七〇,九百	大正十一年八月	同	同	大正十六年十一月	
め號同	二〇,八八〇,九百	大正十一年九月	同	同	大正十四年九月	
ひ號同	四九,九百,四七五	大正十一年十一月	同	同	大正十七年三月	

種別	金額	借入又は發行年月	利率	年期限	償還期限	摘要
七號同	五,二八三,九百	大正十二年三月	年五分	同	大正十八年九月	預金部より入り
第三回五分利國庫債券	一三,八八〇,〇〇〇	大正十二年五月	同	同	大正十九年九月	
第六回五分利國庫債券	二五,五七〇,〇〇〇	大正十二年八月	同	同	大正十九年九月	
第十回同	一〇,〇〇〇,〇〇〇	大正十二年五月	同	同	大正二十年六月	
第十一回同	一〇,〇〇〇,〇〇〇	大正十二年三月	同	同	大正二十年三月	
事業費借入金	五,〇〇〇,〇〇〇	大正十二年十月	年五分厘	同	大正十五年十月	
同	五,〇〇〇,〇〇〇	大正十年三月	同	同	大正十六年三月	
同	一,一〇〇,〇〇〇	大正十年十一月	同	同	大正十三年十一月	
同	五,〇〇〇,〇〇〇	大正十一年九月	同	同	大正十四年九月	
同	五,〇〇〇,〇〇〇	大正十一年八月	同	同	大正十四年三月	
同	二,〇〇〇,〇〇〇	大正十年十月	同	同	大正十八年八月	
同	一,〇〇〇,〇〇〇	大正十一年三月	同	同	大正十三年十月	
同	五,〇〇〇,〇〇〇	大正十一年七月	同	同	大正十四年三月	一般會計より入り
同	二,〇〇〇,〇〇〇	大正十一年九月	同	同	大正十六年七月	
同	二,〇〇〇,〇〇〇	大正十一年十一月	同	同	大正十六年九月	
同	二,〇〇〇,〇〇〇	大正十一年十一月	同	同	大正十六年十一月	
同	二,〇〇〇,〇〇〇	大正十二年三月	同	同	大正十七年三月	

種別	金額	借入又は發行年月	利率	年据限置	償還期限	摘要
早濠救済費一時借入金	五,000,000	大正十一年九月	年五分厘		大正十四年九月	預金部より
計	五,000,000					借入金より

内國稅

三租稅

1 地稅 本稅は朝鮮現行内國稅の首位を占め大正十三年度收入豫算額千四百六十四萬二千五百六十五圓を算し内國稅收入豫算額二千八百二十九萬六千九百六十圓の約五割に當れり

本稅は地稅令に依り田(畑)畚(田)墾(宅地)池沼、雜種地及有料借地たる社寺地に之を課し土地調査令に依る土地調査施行地域には土地臺帳、山間部、離島等土地調査不施行地域には地稅臺帳(土地臺帳に當る)に登録したる土地所有者、質權者、質の性質を有する典當權者(質權者に當る)又は地上權者より徵收し土地の收益を標準としたる地價を課稅標準として其の千分の十七を課し納期は第一期を十二月一日より同

二十八日限第二期を翌年二月一日より同月末日限とす但し一面(面は町村に當る)に於ける同一納稅義務者の地稅納額二圓未満なるときは第一期に於て其の全額を徵收せり今道別に課稅地段別、地價、地稅額、納稅人員を表示すれば左の如し

道別課稅地段別地價、地稅額納稅人員

大正十三年一月一日現在

區分	段				別	地價	地稅	納稅人員
	田(畑)	畚(田)	墾(宅地)	池沼				
京畿道	1,750,520町	1,900,000町	1,100,000町	122町	計	90,990,000円	1,520,098円	33,910人
忠清北道	86,900町	66,190町	9,900町	11町	計	4,700,000円	70,000円	12,328人
忠清南道	81,866町	1,240,220町	9,900町	3町	計	9,900,000円	1,100,000円	23,909人
全羅北道	46,010町	1,211,111町	9,000町	110町	計	8,800,000円	1,100,000円	23,909人
全羅南道	192,097町	1,981,810町	1,900,000町	9町	計	11,100,000円	1,100,000円	23,909人
慶尙北道	195,922町	1,810,000町	3,900町	7町	計	11,100,000円	1,100,000円	23,909人
慶尙南道	111,700町	1,200,000町	10,000町	3町	計	7,000,000円	800,000円	14,000人
黃海道	39,336町	1,200,000町	11,300町	0町	計	7,000,000円	800,000円	14,000人

道名	段				沼	雜種地	別	地價	地稅	納稅人員
	田(畑)	畝(田)	宅(宅地)	池						
平安南道	35,763.00町	59,933.00町	8,003.00町	103町	5,233.00町	50,896.00町	34,580.28圓	2,621.24圓	32,959.04人	
平安北道	32,337.00町	68,977.00町	7,727.00町	0町	1,980.00町	50,000.00町	37,376.12圓	2,070.99圓	180,367.00人	
江原道	25,581.00町	75,648.00町	8,233.00町	108町	3,233.00町	50,000.00町	30,833.33圓	2,333.33圓	238,444.00人	
咸鏡南道	30,000.00町	30,000.00町	9,000.00町	0町	2,000.00町	37,000.00町	17,881.27圓	3,059.81圓	219,100.00人	
咸鏡北道	19,100.00町	9,121.00町	9,823.00町	1町	8.00町	10,000.00町	8,333.33圓	1,000.00圓	83,333.00人	
合計	215,784.00町	218,881.00町	133,786.00町	110町	12,476.00町	150,000.00町	117,553.81圓	12,104.37圓	1,000,000.00人	

備考 一、地稅は地價に稅率を乘じ算出せり
 二、段別は町付未滿、地價及地稅は圓位未滿を切捨てたるに付合計に於て符合せず
 三、○は單位未滿のものとする

市街地稅 本稅は市街地稅令に依り左の二十六市街地に在る田(畑)、畝(田)、宅(宅地)、池沼、雜種地又は有料借地の社寺地に之を課し土地臺帳に登録したる土地の所有者、質權者、質の性質を有する典當權者(質權者に當る)又は地上權者より之

を徵收し第一期を四月一日より同月三十日限、第二期を十月一日より同月三十一日限とし土地の時價を標準として決定したる地價を課稅標準と爲し其の千分の九・五を課す地價は十年毎に一般に之を改定すること、せり大正十三年度收入豫算五十萬六千三百六十三圓なり

市街地稅施行市街地

道名	市街地
京畿道	京城府、仁川府、水原郡水原面、開城郡松都面
忠清北道	清州郡清州面
忠清南道	公州郡公州面、大田郡大田面、論山郡江基面
全羅北道	群山府、全州郡全州面
全羅南道	木浦府、羅州郡羅州面、光州郡光州面
慶尙北道	大邱府、金泉郡金泉面
慶尙南道	釜山府、馬山府、晉州郡晉州面
黃海道	海州郡海州面

道	市	街	地
平安南道	平壤府、鎮南浦府		
平安北道	新義州府、義州郡、義州府		
咸鏡南道	元山府、咸興郡、咸興府		
咸鏡北道	清津府		

今道別に課税地段別、地價、市街地稅額、納税人員を表示すれば左の如し

道名	段					別計	地價	市街地稅	納税人員
	田(畑)	畓(田)	空(宅地)	池	沼				
京畿道	八六〇町	九三町	一、二八町			三、一九〇町	二八六、五〇九圓	三、八六二	三、八六二
忠清北道	一〇七町	九八町	四三町			三、九六三町	三、七五八	七九七	七九七
忠清南道	八七町	九九町	三三町			三、一九九町	一、〇〇三	一、〇〇三	一、〇〇三
全羅北道	八八町	二二町	一三六町			二、四四四町	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九
全羅南道	一〇六町	一〇一町	一三〇町			三、三六七町	二、五九一	二、五九一	二、五九一
道別計	三、〇八七町	三、一五三町	五、〇七六町			一六、七三〇町	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九

道別課税地段別地價、市街地稅額納税人員

大正十三年一月一日現在

道名	田(畑)	畓(田)	空(宅地)	池	沼	雜種地	別計	地價	市街地稅	納税人員
慶尚北道	三三六町	二九九町	二二五町				八三八町	三、一三二、二七三	二九、六一三	三、一六一
慶尚南道	八六六町	五七五町	五九〇町				一、〇三一町	八、五五七、七五一	八一、五七五	八、六七一
黃海道	一五三町	一〇町	八三町				二四八町	四、三三、九三三	一、一〇	二、三〇七
平安南道	一八二町	三六町	二九二町				五一一町	三、七八、六一四	五三、五三六	五、一〇八
平安北道	一〇一町	一町	八三町				一九五町	三、九九、二二四	三、七九三	一、六二〇
江原道	一町	一町	一町				三町	一、一、一	一	一
咸鏡南道	三三三町	七〇町	三三三町				七三四町	一、八一、九一七	一、〇三一	一、〇三一
咸鏡北道	三三六町	一町	七三町				四一〇町	三、〇四、五二五	三、八九〇	三、〇九一
合計	三、〇八七町	三、一五三町	五、〇七六町				一六、七三〇町	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九

備考 一、市街地稅は道別地價の合計額に依りて算出せり
 二、段別は町位未滿の地價及市街地稅は町位未滿を切捨てたるに付合計に於て符合せず
 三、〇印は單位未滿のものとする

ハ所得稅 本稅は朝鮮所得稅令に依り(一)朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人(二)所得稅法施行地、臺灣、關東州又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人にして朝鮮内に資産又は營業を有するときは其の資産又は營業より生ずる所得

に付其の法人に之を賦課し其の課税標準、税率、課税方法等は概ね内地に於ける法人所得税と異ならず大正十三年度に於ける本税の收入豫算額は百十三萬五千六百二十七圓なり

ニ取引所税 本税は取引所に課する取引所税と仲買人に課する取引税とを總稱したるものにして朝鮮取引所税令に依りて之を賦課し取引所税は賣買手数料收入金額の百分の十、取引税は取引所に於ける定期取引に依る賣買各約定金高(轉賣、買戻に係る分を除く)の萬分の五を賦課せり大正十三年度に於ける本税(取引税を含む)の收入豫算額は六十六萬九千五百十六圓なり

ホ礦稅 本税は礦產稅及礦區稅の二者を總稱したるものにして朝鮮礦業令に依り礦業權者に之を賦課し礦產稅は礦產物の價格百分の一の割合を以て之を課し(金礦、銀礦、鉛礦、鐵礦、砂金及砂鐵に限り礦產稅を課せざるものもす)礦區稅は礦區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課す(千坪又は一町未滿の端數は之を千坪又は一町として計算す)但し礦區の分合に因る場合を除く外礦業權設定の登録ありたる月より起算して三年間は上記の半額とす大正十三年度に於ける本税の收入豫算額

は四十九萬五千三百八十五圓なり

ヘ登録稅 本税は朝鮮登録稅令に依りて之を賦課し不動産に關する登記を受くる者に對しては左記の區別に従ひ之を賦課するものとす

- 一 相續に因る所有權の取得は不動産價格の千分の七
- 二 贈與、遺贈其の他無償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の五十
- 三 賣買其の他有償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十五
- 四 所有權保存は不動産價格の千分の五
- 五 共有物の分割は分割に因りて受くる不動産價格の千分の五
- 六 永代地上權の取得は不動産價格の千分の二十五
- 七 地上權、永小作權の取得は存續期間十年未滿は不動産價格の千分の二、二十年未滿は千分の三、三十年未滿は千分の四、三十年以上は千分の五、存續期間の定なきものは千分の五
- 八 賃借權の取得は存續期間十年未滿は不動産價格の千分の二、十年以上は千分の二、存續期間の定なきものは千分の一
- 九 地役權の取得は要役地價格の千分の二

- 十 先取特權の有存又は取得は債権金額又は不動産工事費用豫算金額の千分の六
- 十一 質權、抵當權の取得は債権金額の千分の六
- 十二 競賣、強制管理の申立は債権金額の千分の六
- 十三 假差押、假處分は債権金額の千分の四
- 十四 抵當ある債權の差押は債権金額の千分の六
- 十五 相續財産の分離は所有權に付ては不動産價格の千分の六、所有權以外の權利に付ては不動産價格の千分の一
- 十六 請求又は申立に因り抹消せられたる登記の回復は不動産每一箇二十錢
- 十七 假登記は不動産每一箇二十錢
- 十八 附記登記は不動産每一箇十錢
- 十九 登記の更正、變更又は抹消は不動産每一箇十錢
- ト印紙稅 本稅は印紙稅令に依據りて證書、帳簿を作成する者に之を賦課し印紙稅法第四條乃至第五條の證書、帳簿と類似の效用を有するものに對しては其の名稱に拘らず同條の規定に依るものとす

チ酒稅 本稅は酒稅令に依り之を賦課す、大正十三年度收入豫算額八百十八萬四千八百六十四圓なり

- 本稅令に於て酒類と稱するは酒精及酒精を含有する飲料を謂ひ之を左の三類に分つ
- 一 醸造酒 清酒、濁酒、藥酒、麥酒の類にして醱其の他の醱酵液より製成したるもの
 - 二 蒸餾酒 燒酎、高粱酒、酒精の類にして醱其の他の醱酵液、酒類、酒粕其の他の物より蒸餾して製成したるもの
 - 三 再製酒 白酒、味淋、松露酒、甘紅露、梨薑酒の類にして醸造酒又は蒸餾酒の一種と他の酒類を製造せむとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在を管轄する府尹、郡守、島司の免許を受くるものとす
- 酒類を製造する者又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數又は引取石數に應し左の割合に依り酒稅を課す
- 一 醸造酒

朝鮮酒たる濁酒

一石に付

二圓五十錢

朝鮮酒たる藥酒	一石に付	七圓
麥酒	一石に付	十圓
前記以外の醸造酒	一石に付	二十三圓
二 酒精以外の蒸餾酒		
原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの	一石に付	五圓
原容量百分中純酒精の容量三十五以下のもの	一石に付	十一圓
原容量百分中純酒精の容量四十五以下のもの	一石に付	二十三圓
原容量百分中純酒精の容量四十五を越ゆるもの	一石に付	八十五圓
三 酒 精	一石に付	八十五圓
四 再 製 酒	一石に付	八十五圓
濁酒	三圓五十錢	
藥酒	十圓	
燒酎	三圓五十錢	

自家用の爲朝鮮酒を製造せむとする者には一酒造年度、濁酒又は藥酒に付ては二石以下、燒酎に付ては一石以下を限り免許し左の割合に依り酒税を課す

自家用朝鮮酒二種以上を製造するときは各種を通じて二石以下（此の場合に於て燒酎の製造は一石を越ゆることを得ず）を限り免許す税率は藥酒の例に依る
 煙草耕作税 本税は大正十年制令第五號朝鮮煙草專賣令に依りて自家用煙草耕作者に之を賦課し自家用煙草を耕作せむとする者は耕作地の所在を管轄する府尹、郡守、島司の許可を受くるものす本税は自家用煙草耕作の許可を受けたる者より毎年八十錢を徴收す大正十二年十一月一日現在自家用煙草耕作許可人員は約五十一萬人なり
 砂糖消費税 本税は砂糖消費税令に依りて之を賦課す大正十三年度收入豫算額百八十九萬九千六百六十圓なり

砂糖、糖蜜又は糖水を製造せしむる者は製造場一箇所毎に製造場の所在を管轄する府尹、郡守、島司の免許を受くるものとす

砂糖、糖蜜又は糖水を製造場又は保税地域より引取るべき其の引取人より之を徴收す

朝鮮銀行券發行稅 本稅は朝鮮銀行法に據り朝鮮銀行が正貨準備發行高及五千萬圓を限度とする保證準備發行高の外更に市場の景況に據り朝鮮總督の認可を受け國債證券其他確實なる證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するときは其の發行高に對し一年百分の五を下らざる割合(割合は其の時々之を定む)を以て之を賦課す大正十三年度に於ける本稅の豫算額は三十五萬圓なり

徵收 國稅の徵收は國稅徵收令の規定する所に據る而して徵稅機關は内地の如く特別機關を設けざるも府面(法人)をして徵收せしめ又は府尹、郡守、島司をして直接徵收せしむる等其の方法は略ほ内地に同じ而して府面(法人)をして徵收せしむる税目は國稅徵收令施行規則の規定に依り地稅、市街地稅、酒稅(朝鮮酒以外の酒稅を除く)及煙草耕作稅をなし其の他の國稅は總て府尹、郡守又は島司に於て納稅

義務者より直接徵收す但し府面(法人)をして徵收せしむる國稅に於ても納稅義務者より直接納付せしむるを便利なりと認むるときは直接府郡島に於て徵收し得るものとす

關稅

輸入稅 朝鮮の關稅制度は併合の際通商各國に對して聲明せる十年關稅據置の宣言に基き舊韓國政府と通商各國との協定に成れる關稅を襲踏し來りたるものなるか大正九年八月二十八日右期間満了と共に帝國共通の關稅制度を布かれ關稅法、關稅定率法、保税倉庫法、假置場法等凡て朝鮮に其の施行を見るに至りしを以て朝鮮は内地其他の帝國領土と共に一關稅區域を形成し朝鮮に輸入する物品に對しては内地ものなるが朝鮮に於ては其の産業民度其他の事情に依り關稅上幾多の特例を設けたるものあり其の主なるものを列記すれば左の如し

- 一 馬、綿羊、鹽、礦油(主として石油)、コークス、木材に對しては一般の關稅率よりは特に輕稅又は無稅とす

二 從來朝鮮に於てのみ關稅免除の特典を附與したるもの、中尙存續の必要あるものは之を存置す

三 朝鮮特殊の制度たる國境關稅に對し特例を設く

大正十二年度中に於ける輸入稅收入額は五百四十九萬四千二百三十九圓にして前年に比し多大の減少を告げたるは同年九月の關東地方大震災に伴ひ同年勅令第四百十一號を以て生活必需品並土木建築の用に供する器具、機械及材料等の輸入稅を輕減又は免除したるが爲に外ならず

□ 移入稅 移入稅は統一關稅制度採用と共に内鮮間相互に之を撤廢し且船舶貨物の自由交通を認むることを根本の方策とし内地に於ては新制度の施行と共に移入稅の撤廢を斷行したるも朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當り庶政の釐革文化的施設の爲政費の膨脹を來し朝鮮歲入中の主要資源たる移入稅を撤廢すること能はざる事情に會したる爲内地側と同時に之を實行すること能はざりしのみならず其後も屢々延期の已むを得ざるものありしも大正十二年度より酒精、酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對し移入稅の撤廢を斷行するに至れり

移入稅一部撤廢の結果として内鮮間に出入する船舶貨物に對する取締上の拘束は可成之を移入稅全部撤廢の場合と同様自由ならしむるが爲其の取締を寬大にし船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したるを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し單に船長より入出港届移出積荷目録を提出せしむるに止め貨物に對しては移入稅、消費稅、出港稅等に關係なき貨物は沿岸何れの地を問はず出入するを得せしめ移入稅等に關係ある貨物に對しても從來の開港の外南鮮地方を主として内地に直接交通の衝に當る港二十箇所を指定し之に稅關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ以て鮮内重要諸港の自由交通に支障を來さしめざることをし其の他の沿岸不開港に於ては警察官署に於て入出港届、積荷目録の受理及出入貨物の取締を行ふこととせり

大正十二年度中に於ける移入稅收入額は移入稅一部の撤廢と輸入稅同様の事由に依り前年度に比し多大の減少を告げ百六十五萬八百四圓となれり

噸稅

噸稅は外國貿易の爲外國に往來する船舶の開港に入港したる場合に之を課し從來關

税と同様併合當時の宣言に基き外國又は内地、臺灣、樺太より朝鮮開港に入港する船舶に對し舊率に據り課税せるも大正九年八月二十九日以後は凡て内地に於ける噸税法の例に依るゝ同時に朝鮮に内地、臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては之を廢止せり大正十二年度中に於ける噸税收入額は二萬二千八百五十一圓なり

出港税

出港税は内地に於ける對朝鮮移入税の撤廢に伴ひ帝國內の他の地方に於て内國税を課する物品及朝鮮に於て輸入税の特例を設けたる物品に對し朝鮮に帝國內の他の地方との間に於ける内國税及關税の相違を調節する爲大正九年八月二十九日以後新に之を設定せるものにして當該貨物を内地、臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課せり其の課税物件及税率は左の如し

- 一 課税物件 移出先に於て内國税を課する物品但砂糖、糖水、骨牌、賣藥及賣藥類似品並移出先に輸入する場合に内國税を課せざる物品にして朝鮮に輸入したるものを除く
- 二 課税物件 移出先に於ける内地の税率と同一の税率
- 三 課税物件 朝鮮に於て移出先に於ける輸入税の税率より低き税率に依り輸入税を課し又は移出先に於ける内地の税率と同一の税率

朝鮮に於てのみ輸入税を免除し若は無税と爲したる物品

率と同一の税率、其の他の物品に在りては移出先に於ける輸入税の税率と朝鮮に於ける輸入税の税率との差に相當する税率

三 課税物件 帝國內に於て製造したる左記織物製品

衣服、帽子、帶、足袋、蚊帳、浴布、手巾、テーブルクロス、窓掛、蒲團寢具

税 率 課税物件の原料として使用したる織物の價格の百分の十

大正十二年度中に於ける出港税收入額は八萬三千九百六圓なり

四 驛屯賭收入

驛屯賭收入は驛屯士の貸付料の謂にして驛屯士は驛士及屯士の總稱なり驛士は李朝以前に於て公文書の遞傳に公務を以て旅行する官吏の爲に各道に驛站を設け之に驛卒馬匹を配置し其の給養に充つる爲給付せられたる田畝にして屯士は往昔警備の爲成卒を置き其の耕食に充てたる土地を謂ふ是等の制度は明治二十七年に至りて廢止せられ現今之を國有地として處理し其の貸付等に關する事項並貸付料の收納は府尹、郡

守、島司に於て之を處理せり

大正九年府令第百十號を以て驛屯土は其の小作人に之を賣拂ふことゝ爲し賣拂代金は十年間に分割前納せしむるを以て賣拂契約締結の土地に對しては小作期間を十年に改むること同時に第二年度以降に於ける貸付料は其の十分の一宛を遞減することゝ爲せり大正十二年度驛屯賭收入の豫算額は百七十三萬八千四百六十一圓なり

第二節 通貨

韓國政府の舊貨幣は一切之が鑄造を停止し大正七年四月貨幣法を施行すること同時に韓國政府の舊貨幣の處分に關する法律を公布し韓國貨幣條例に依り發行し又は通用を認めたる貨幣は大正九年十二月末日限り通用を停止し其の後五年間は政府に於て之を引換へ葉錢のみ尙當分其の通用を認めたり

通貨流通見込高 (單位千圓)

年 別	金 貨	補助貨及 小額紙幣	新舊 貨幣	日本銀行券	朝鮮銀行券	合 計
大正九年末	1	10,448	1,201	25	6,116	17,791
大正十年末	1	8,817	118	25	10,128	19,169
大正十一年末	1	9,828	111	25	9,118	19,183
大正十二年末	1	9,924	110	25	8,076	19,136
大正十三年八月末	1	9,924	110	25	7,478	18,538

備考	大正九年末	大正十年末	大正十一年末	大正十二年末	大正十三年八月末
(1) 朝鮮銀行券中朝鮮以外に流通せらるるものは之を含まず	10,448	8,817	9,828	9,924	9,924
(2) 大正十年末以降の舊韓國新貨幣は葉錢なり	1,201	118	111	110	110

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依り發行する兌換券にして大正六年十二月以降は關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても亦無制限通用を認められ同時に従來橫濱正金銀行の發行し來れる金券の引續を受けたるを以て發行高一層の増加を見るに至れり而して其の保證準備發行制限額は五千萬圓なり

第三節 金融

一 金 利

明治四十四年十一月利息制限令を發布し一般金利に關し準據すべき規程を示せり其の利率左の如し

- 一元 金 百圓 未滿 年三割以下
- 一元 金 百圓以上千圓未滿 年二割五分以下
- 一元 金 千圓以上 年二割以下

但し質屋營業者の貸借元金五十圓未滿及市場に於ける貸借元金三十圓未滿の利息には適用せず

二 金融機關

現今朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行あり不動産金融機關として朝鮮殖産銀行及東洋拓殖會社あり商業金融機關として普通銀行の朝鮮に本店を有するもの十七内地に本店を有するもの四、滿洲に本店を有するもの一の外朝鮮銀行及朝鮮殖産銀行亦各其の特殊銀行業務の傍ら普通銀行を兼營し其の他地方民の小金融機關として各地に金融組合を有せり

イ朝鮮銀行 本府始政後明治四十四年三月朝鮮銀行法の發布せらるゝ、や從來韓國の中央銀行たりし韓國銀行を改め朝鮮銀行と稱せり現在資本金は八千萬圓にして中央

銀行として國庫金の出納、國債事務取扱並銀行券を發行する外左の業務を營む

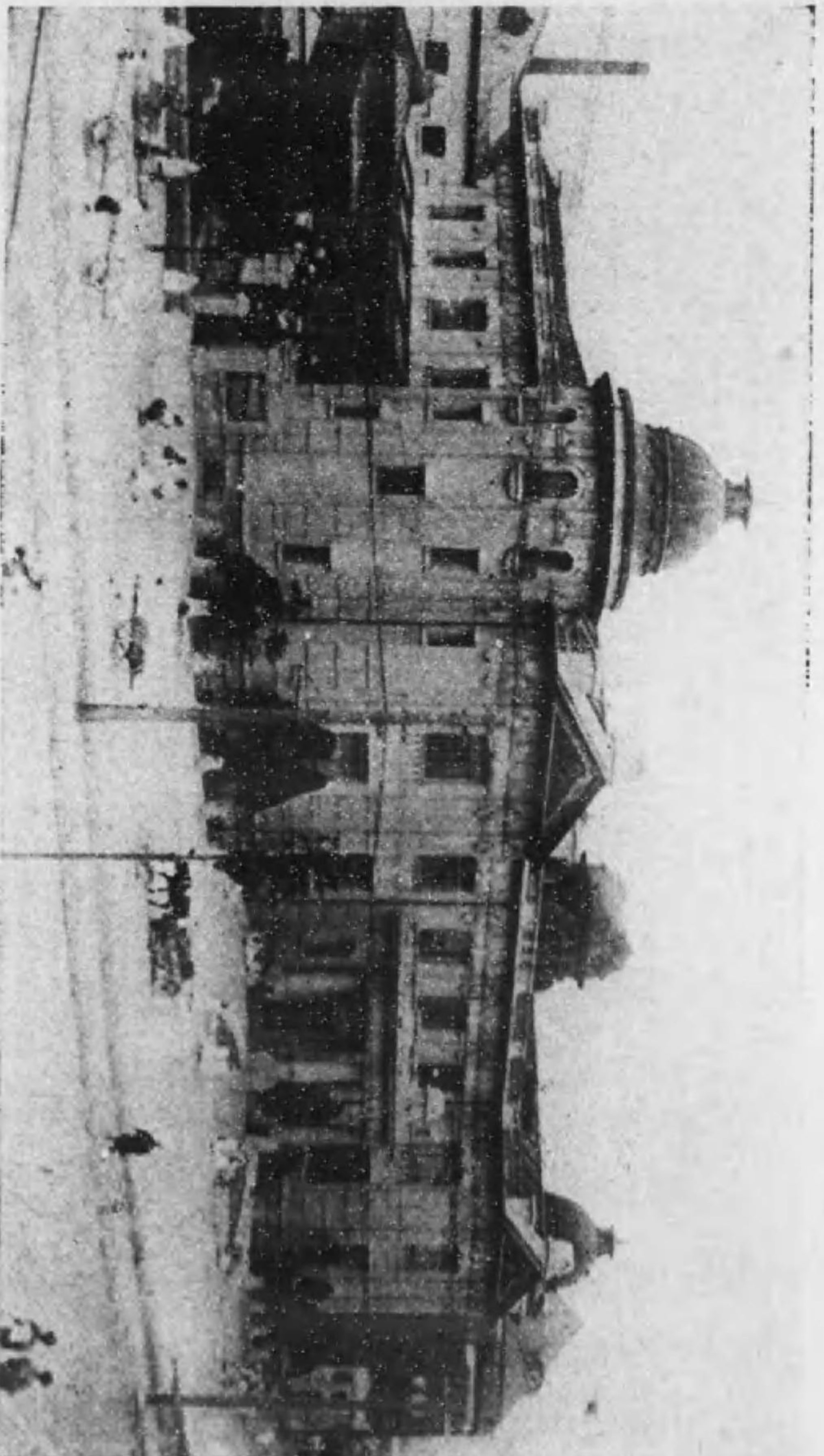
- (一) 爲替手形其の他商業手形の割引、(二) 平常取引する諸會社銀行又は商人の爲替手形金の取立、(三) 爲替及荷爲替、(四) 確實なる擔保ある貸付、(五) 諸預り金及當座貸越勘定、(六) 金銀貨、貴金屬及諸證券の保護預り、(七) 地金銀の賣買及貨幣の交換、(八) 信託の業務、(九) 尙政府の認可を受くるときは公共團體に對し無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことを得營業の都合に由りては國債證券、地方債券其の他確實なる有價證券を買入るゝことを得るものとす

同銀行は本店を京城に置き朝鮮内樞要地に支店出張所を設け尙爲替の調節及貿易助長の爲東京、大阪、神戸、下關、安東縣、大連、奉天、長春、哈爾濱、四平街、開原、營口、吉林、龍井村、遼陽、鐵嶺、旅順、鄭家屯、青島、上海、天津、濟南及露領浦鹽、樺太亞港、米國紐育に支店又は出張所を設置せり而して滿洲に於ては金本位制の補助貨缺乏の爲商取引に困難を感じるを以て大正五年六月十二日以來五拾錢、貳拾錢、拾錢の小額支拂手形を發行し大正十二年九月末に於ては發行高四十二萬圓なり

朝鮮銀行總況

年	公稱 資本金	増 資本金込	積立 金	政下 金府	借入 金	預 金	貸出 金	發 行 行 爲
大正八年末	70,000 千円	35,000 千円	4,830 千円	1,000 千円	3,170 千円	7,000 千円	10,930 千円	X 1,250,000 千円
同 九年末	80,000	30,000	5,250	1,000	3,000	4,800	7,300	X 1,250,000 千円
同 十年末	80,000	30,000	6,930	1,000	3,000	5,000	9,100	X 1,250,000 千円
同 十一年末	80,000	30,000	10,250	1,000	—	12,000	13,800	X 1,250,000 千円
同 十二年末	80,000	30,000	11,050	1,000	1,500	9,800	13,800	X 1,250,000 千円
同 十三年九月末	80,000	30,000	11,050	1,000	1,500	9,800	13,800	X 1,250,000 千円

本表中X印を附したるは満洲にのみ流通する小額支拂手形にして外書とす
大正十二年以降の預金及貸出には對支倍數及其の貸出資源として受入れたる金額を包含す



(京城) 朝鮮銀行

朝鮮殖産銀行 大正七年十月一日の設立に係り其の資本金三千萬圓にして本店を京城に置き朝鮮内樞要の地に支店五十二派出所五を置き左の業務を営めり

(一)五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り不動産又は不動産上の権利を擔保とする貸付、(二)五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付、(三)法令の規定に依り設定したる財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付、(四)農業者又は工業者十人以上連帶して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付、(五)公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付、(六)金融組合漁業組合の他營利を目的とせざる産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付、(七)朝鮮の產物又は朝鮮の産業上必要な貨物を質とする貸付、(八)國債證券又は朝鮮總督の認可したる有價證券を質とする貸付、(九)爲替及荷爲替、(十)公共團體の債券又は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受、(十一)信託の業務、(十二)預り金又は地金銀、有價證券の保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又は東洋拓殖株社會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金錢出納の取扱を爲すのみならず朝鮮總督の指定に基き普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務を營み大正八年九月以降は更に貯蓄預金の

業務を開始せり

尙同銀行は其營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り債券を發行するこゝを得

朝鮮殖産銀行一覽

年	公稱 資本金	總 資本金	積立 金	發行 高	預 金	貯蓄 預金	貸出 金	貸政 下金
大正七年末	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同八年末	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同九年末	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同十年末	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同十一年末	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同十二年末	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同十三年九月末	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

ハ東洋拓殖株式會社 明治四十一年十二月廿八日の設立に係り現在資本金五千萬圓
本店を東京に支店を京城、奉天及大連並青島、哈爾濱、裡里、木浦、大邱、大田、

釜山、沙里院、平壤、元山に、京城支店の出張所を間島に置き拓殖に關する業務の
外拓殖の爲必要なる資金の供給及定期預り金の業務を營む尙鮮内各支店に於ける最
近貸付及預り金の狀況左の如し

大正十三年九月末 貸出金 四、四六七、三六圓(九、二二口)
貸付及預り金 預り金 一四、七五圓 (一五口)

ニ普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山に支店を設置した
るを始とし經濟の發達に伴ひ漸次其の設立を増加せるのみならず内鮮人間經濟關係
の密接なるに隨ひ内鮮人の合同經營に係るもの出現するに至りしを以て適用法規
の統一を圖る爲大正元年十月銀行令を發布せり現今普通銀行は朝鮮に本店を有する
もの十七其の支店出張所五十七、内地に本店を有する銀行の支店出張所十六、滿洲
に本店を有する銀行の支店一なり

普通銀行一覽

大正十三年九月末日

